

〔平成一三年度共同研究〕 近世東アジアにおける商人と官僚制に関する比較的研究

城下町の商業特権と藩政

——仙台藩を中心に——

朴^{ハク}
慶^{ケン}
洙^{シュ}

はじめに

城下町における商業特権は町の特権と、町を横断しての商人仲間の特権に大きく分けられる。前者は城下町中心の領国経済という領主的理由から設定されるが、後者は私的な商人集団の経営努力の延長上に領主の特許をえたものである。このように両者はもともと別次元の事柄であるが、場合によっては一体化して現れることもある。

ここでは仙台城下の「六仲間」を中心に、城下町の商業特権と藩の商業政策の関わり方について検討を進める。まず、藩政の全時代を網羅して仙台城下における商業特権の形成過程および中期以後の変遷過程をたどり、そのなかから藩・特権商人・非特権商人の三者間関係を抽出していくつかの論点を提示してみたい。

では、本文中に頻出する「六仲間」について予め簡単に触れておこう。「六仲間」とは木綿（太物）仲間・古手仲

間・呉服(絹布)・仲間・繰綿仲間・薬種仲間・小間物仲間など、取扱い品目別の六つの直仕入仲間からなる仙台城下商人仲間の連合体で、藩によつて諸商品の領内輸入と取引独占権を認められた仙台藩商人資本のカナメ的な存在といえる。しかし、以上はあくまで完成期の「六仲間」の定義であつて、「六仲間」に関しては従来必ずしもその成立や展開過程などが明らかにされていない。

一 仙台城下における商業特権の基本形態

1. 一七二一(宝永八)年「大町一三四丁目商人共願状写」⁽²⁾

まず、仙台城下の商業特権を考える際に最も基本となる史料を一点だけ取り上げておこう。

貞山様被仰出候ハ、本町大町通向後引統賑増可申品々考可申上由、当町検断出雲承之、一二三四丁目之内ニ他領売人^ノため問屋^六人^被立置、右売人奥・中江入込不申、問屋ニ而渡売仕、奥商人於上方ニ直買御停止ニ御定被成置候得ハ、奥商人罷登買物調申ニ付、行年大町通賑可申旨申上候、依之南筋売人ニハ御構無御座、奥通御境目御役人衆江御格式被仰渡ニ付、他領売人問屋附仕、奥売人罷登候俣、出雲言上仕通大町通大ニ賑、上方ニも無之程之結構成ル家造段々罷出候條、遠近国々之売人御城下商人ノ様子及承、不望ニ金銀貸借り相図共ニ自由仕候、乍恐此旨上聞ニ達、絹布・小間物・木綿・古手売人大町通之外ニ指置問敷由、寛永八歳大町豊後殿・今泉山城殿を以御墨印被下置候、隨而商人共恐悦仕、御境役人衆為御造作御仲と申儀始而申上候御事(後略)

宝永八歳三月

大町一三四丁目

御町奉行所

この史料は、一七二一年大町二三四丁目の商人たちが自らの既得権を守るために藩側に提出した願書のなかの一部で、主に寛永期の大町専売権にまつわることが述べられている（以下では「宝永の大町願書」と称する）。初期仙台藩の城下町商業政策に關説できるもつとも中身の濃い史料ではあるものの、後期の作成で、しかも権利主張のために商人側が過去の事実を拡大解釈した恐れもあるので利用には細心の注意を要する。願書の内容はおおむね次の通りである。

開府後間もない頃、貞山公（仙台藩の初代藩主伊達政宗）は城下大町通りの繁盛を目論んで、大町検断出雲（青山五左衛門）からの献策を受け入れた。まず、「南筋」（藩領の南部、「南御郡」・「南方」とも称された）を除く領内全域にわたって他領商人の無断進入と領内商人の上方直仕入を禁止し、さらに、大町二三四丁目の内に「問屋六人」を立てて他領商人を「問屋付」すなわち大町の間屋にのみ商品を卸させるようにした。その結果、他領商人の持ち込み商品は、大町の間屋を経由して領内商人に売り払われるようになり、大町はおおいに賑わった。このことが藩主の耳にも達して、一六三一（寛永八）年には「絹布・小問物・木綿・古手の売人は大町通りの外に差し置いてはならぬ」旨の黒印状が大町豊後・今泉山城らの町奉行衆を通じて発給され、大町からも「奥」通り（藩領の北東部）の境目役人衆へのご馳走のために「御仲^{おすあい}」を初めて上納するようになった。

では、願書のなかから初期の城下町商業政策に關わる点を拾ってみよう。

①一六三二年、絹布・小問物・木綿・古手など、衣類を中心とする四種類の商品の独占的な流通特権を認める伊達政宗の黒印状が大町宛に発給された（以下、それぞれ「大町四商品」、「寛永の政宗黒印状」と称する）。

たぶん、この背景には大手門前の大町を軸とする城下町の早急な都市化の必要性とともに、城下の急速な人口増加とそれに追いつけない領内商品生産との間の需給不均衡の問題があり、領外からの生活必需品の輸入とその流通をめぐる領内市場の整備が藩としては焦眉の課題となつた事情があるのだろう。

寛永の政宗黒印状はその後宝永年間の大町大火によって焼失したとされるが、同じく一六三一年発給の、城下にて木綿小売に携わる領内商人・他領商人たちから礼金の上納を受けて大町での自由な「棚売」を認める黒印状の写しだけはその後も残存した。⁽⁴⁾「木綿小売之者共」宛に出されたこの黒印状の写本は作成年次と差出人が寛永の政宗黒印状のそれと一致するのみならず、木綿の小売に限っては内容的にもほぼ同じことが述べられている。とすると、寛永の政宗黒印状は当初から大町四商品のそれぞれの小売商人宛に全四通が発給されて、前の「木綿小売之者共」宛のもはそのなかの一通ではないかと思われる。たぶん、絹布・小間物・古手の小売商人に対しても礼金の上納を受けての大町での営業許可という、同様の処置がとられたのであろう。

②「他領商人を問屋付にする」という一文からみて、この際の大町四商品を取りしきる流通主体は大町の「問屋六人」すなわち「六問屋」にほぼ特定できる。

「六問屋」は、城下町の建設当初から大町に土地と家屋を与えられた正規の町人のなかの有力者であり、領内外の小売商人を相手に商人宿・棚貸し業を営んでいたとみられる。⁽⁵⁾寛永の政宗黒印状は大町四商品の小売商人宛に出されたのであるが、大町に集まってくる小売商人たちが「六問屋」の「問屋付」になることによって、黒印状発給以後の「六問屋」は城下に持ち込まれた他領商品を独占的に引き受けて領内商人に仲介する権限を正式に獲得し得たのである。ろ。

③願書では、末尾にみられる「御仲」にも注目する必要がある。大町商人による「御仲」の上納とは、願書全体の文

意からして、大町を経由しない不法な他領商品（仙台藩では「密荷」と称される。一般には「抜荷」）の領内流通を藩境から遮断することを狙いに、通行取締の直接の担い手である境目役人衆を励ますために行われている。

くだって幕末の「御仲役発端来歴」にも、「御仲は往古の寛永年間に始まり、（中略）密荷の御取締を成し下さることは御仲の根元にみえること」であるとして、当初の「御仲」上納が仙台藩による密荷取締と不可分の関係にあったことが明快に示されている。

以上のように、寛永年間に輸入四商品の流通特権を獲得した大町「六間屋」の存在と、大町を経由しない密荷を防止するための「御仲」上納というのは、実は、仙台藩における城下町集中の商品流通政策の基本形態を示すものである。以後、城下特権商人による他領輸入商品の流通独占、藩と特権商人の連携による密荷取締、その上で試みられる仲役増徴策の、この三者の結合関係は幕末維新时期に至るまで維持しつづけられる。

2. 大町「六間屋」と仙台藩

寛永期の成立から宝永の大町願書に至るまで、「六間屋」が仙台藩とどんな関係にあったのかを示す史料はまだ見付かっていない。ここでは幾つかの周辺のなことを取り上げて、この問題に近づいてみたい。

a. 大町検断青山五左衛門の献策

大町「六間屋」を核とする市場整備の青写真は領主的契機だけで描き出されたものではない。宝永の大町願書にみられる通り、「六間屋」の設定は藩主の下問に答えた大町検断青山五左衛門の建築から始まっている。

仙台城下の町検断役とは、「検断は他国の名主にあたる、（中略）町内百般の事務を総理し、すべて上よりの仰せ渡しと下よりの上申を管理する」というふう⁷⁾に、藩と町方を取り結ぶ中間的な役職である。こうした町検断役の機能に

鑑みて、藩主からの下問があつた際に青山五左衛門は、おそらく自分の独断ではなく当然の役務として町内における有力町人たちの衆意を取りまとめ藩側に上申ししたのである。つまり、「六問屋」の始まりには大町町人の集団的要求↓町検断の上申↓藩庁の審議・決定といった下意上達回路の存在を措定することも可能なのである。「六問屋」は、仙台藩と大町町人の両者の合意のもとで制度化したのではなからうか。

ちなみに、仙台下の青山五左衛門家については、会津の築田家のような商人司としての役割を果たしたとする説もある。⁽⁸⁾しかし、青山家が大町と藩の間を媒介する窓口の任務についたのは自明のことであるが、大町や城下商業にいかなる独自の権限を有し、どんな役割を果たしたのかは判然としない。

b. 大町の「一町株」権と「六問屋」・「六仲間」

藩政初期における仙台藩の城下町商業政策は城下の個々の町方を中心単位として打ち立てられており、わけでも開府以前の米沢・岩出山の時点から伊達家に付き従つてきた六つの「御譜代町」やその他の由緒ある町方には特定商品の専売特権が認められていた。

仙台藩ではこうした町の専売特権を「一町株」と称するが、大町の場合は大町二丁目が古手、二三四丁目が絹布・木綿・小間物というふうには、「一町株」の専売品目が寛永の政宗黒印状における大町四商品とみごとに一致している。⁽⁹⁾つまり、大町の「一町株」権は寛永の政宗黒印状から始まったのであり、大町四商品に対する「六問屋」の流通特権も大町の「一町株」権に基づいて設定されたといふことができよう。

ところで、後世の記録では宝永の大町願書を有力な手掛かりにして、近世初期における「六仲間」の形成を論ずる主張がしばしばみられる。⁽¹⁰⁾しかし、この大町願書の全文には「問屋六人」・「六問屋」の文言が散見されるのみで、「六仲間」に関する記載は一切みられない。しかも、藩政前期の城下商業に触れた他の史料においても事情は同様で

ある。¹¹⁾六軒の特権商人と傘下に六つの商人仲間を抱える「六仲間」とはいうまでもなく別個のものであり、宝永の大町願書が作成された一八世紀初期までの仙台北城下には大町「六間屋」が存在しただけで、「六仲間」はまだ成立していなかったといわざるを得ない。

しかしながら、寛永以降の「六間屋」と後世に現れる「六仲間」の間には密接な相関関係も窺われる。まず、寛永の大町四商品にたいする「六間屋」の流通特権が、そのまま「六仲間」のうちの該当する四仲間に引き継がれた。また、後日の「六仲間」の内、薬種仲間をのぞく他の五仲間までがいずれも大町への出店を仲間加入の前提条件にしており、さらに、先述の「木綿小売之者共」宛の黒印状は大町および「六仲間」の権限を裏づける最も重要な証拠文書として、少なくとも元禄初年までは大町検断青山家に受け継がれた。¹²⁾

「六間屋」は「六仲間」に先行するもので、両者はいずれも大町「一町株」という町の専売特権から由来すると考えられる。ただ、後述する薬種仲間の場合は城下一八カ町の住人に仲間加入が許容されて、大町「一町株」を母胎とする他の五仲間とは結成の原理を異にしている。

c. 大町の排他的地位

仙台北城下の「一町株」は、領国経済の中心的な地位を占める特定の町方に特権を与えて政策的に育成するという点で、秋田藩久保田城下の「町家督」と性格が類似している。¹³⁾また、近世に入って新しく建設された各地の城下町において、地子役を免除したり種々の商業特権を町に付与することは城下町の保護育成策として広くみられる現象である。しかし、仙台北城下の場合は大町「一町株」権に基づく「六間屋」が後には「六仲間」へと、形を変えつつも当初の町の特権が強固に維持しつづけられたところに特徴を見出すことができる。

大町は伊達家仙台北藩の盛衰を象徴する町で、他藩にも評判が響きわたった特別な所柄ゆえに、その繁栄は藩政の全

時期をとおして仙台藩商業政策の最重要課題の一つであった。けれども、「六問屋」や後の「六仲間」などにみられるような商業特権の一方的偏重は、藩側と一握りの城下特権商人を満足させるに過ぎず、大町以外の城下の町方や城下以外の領内諸地域の商人たちを藩際貿易の下請け的な存在に追いやることを前提にした、すこぶる排他的な性格のものといえる。¹⁴⁾

他の商人たちは大町への隷属を余儀なくされるが、それが市場経済の自然な成り行きからではなく、権力の特権保証に基づいていることは言うまでもない。従って、次第に領内各地の地域市場が実力を付けてくると、大町への反発も徐々に激しさを増す。仙台藩の大町重視策は城下の不均等発展を招来し、ついには城下町と領内諸地域との経済格差や商業摩擦の基本的背景をなすのである。¹⁵⁾

ところで、以上のような在方商業の抑制はあくまで城下近在と「奥」地域に限定されて、いわゆる「南御郡」と呼ばれた城下以南の阿武隈川流域は例外地域に扱われ、寛永の政宗黒印状の後も依然として他領商人の往来や地元商人の領外直仕入行為が放置された。このことが仙台藩の城下町商業政策にとって、いつまでも悩みの種でありつづけるのである。この背景については後述したい。

d. 密荷取締と仲役

寛永期における「御仲」は、藩の密荷取締を期待しての大町商人の自発的な上納から始まったものである。「密荷の御取締が御仲の根元」だとする後の記録からしても、「御仲」は大町の商業特権を擁護するための密荷取締と切っても切れない関係にあり、取締を行う藩権力への報恩の性格を帯びているのである。¹⁶⁾

ところで、宝永の大町願書の後略部には、宝永当時の密荷増加現象に対する藩の取締強化を願い出た末に、「他領商人は御仲の上納もなく奥売りをを行う、彼らを(大町の)問屋付にすれば奥商人も自ずから城下に登って買い物を調

えることになり、御仲の臨時納め」にもなるだろう、とある。

願書が作成された宝永年間での「御仲」は、すでに商人側の自発的上納の性格が廢れて、他領輸入商品の領内流通に課される固定的な商品流通税へと性格を変えていたのである。この「御仲」すなわち「仲役」^{すあやく}が後には仙台藩における商業取引税の総称として用いられ、仲役銭の増収が藩政後期における仙台藩商業政策の最重要課題となっていく。もつとも、こうした仲役の性格変化に伴って、密荷も、寛永以来の大名を経由しない他領輸入商品から宝永頃には仲役を逃れた脱税商品というふうに変化が現れており、後世の仲役増徴策にも密荷取締の問題が深く絡み合うことになる。

なお、密荷取締は宝永の大名願書の時点までは境目番所の下級役人の業務であり、藩の行政領域に属する事柄であった。この点が次章以下との比較において重要な問題になってくる。

e. 城下商人荷物の輸送と藩の石巻穀船

最後に、江戸・仙台間の商品輸送の問題を中心に、宝永年間までの「六間屋」と仙台藩の関係について考えてみよう。⁽¹⁷⁾

元禄初年の仙台藩は江戸廻米のために利根川下流の常陸国潮来に藩の蔵を設けて、石巻から藩の御用輸送船である穀船を潮来にまで運航していた。また同じ頃には、上方からの商人荷物を江戸の間屋が仲介して房総半島迂回で仙台へ下す純粋な商業輸送船のルートも確立されている。しかしながら、この時点までは江戸の間屋も仙台の荷主衆も石巻穀船が潮来に廻着することすら感知しておらず、両者はまったく別系統として編成されていた。

一六九三（元禄六）年秋、右のことを聞き付けた潮来の商人関戸利右衛門が江戸間屋および穀船の船手衆と交渉して、いよいよ翌一六九四（元禄七）年の夏から、木綿・古手・繰綿やその他の上方下り荷物を石巻穀船の帰り荷とし

て、潮来から利根川河口の銚子經由で仙台領内の石巻・荒浜へと廻漕しはじめる。これが石巻穀船と仙台城下の商人荷物が正式に結びついた最初の事例である。

以後、海難の恐れのない夏の帰り船を利用して年ごとに多種大量の商品が仙台領に運ばれ、大勢の仙台城下商人と六・七軒の江戸問屋衆がこれに参加するようになった。しかし、一七〇八、九(宝永五、六)年頃より石巻穀船の多くは房総半島を廻って江戸へ直航したり、或いは銚子にて荷役を済ませるようになり、潮来に荷揚げする穀船の数がめっきり減ってしまったので、これ以後潮来における仙台商人荷物の穀船利用も急激に衰えた。

すなわち、仙台城下の商人たちが下り荷物の輸送を石巻穀船に依存しはじめたのは一六九四年夏以後のことなのである。潮来・仙台間の商品輸送はたったの二四、五年間持続したに過ぎないが、「六問屋」と仙台藩の関係を探るにおいて以上のことが持つ意味合いは重大である。まず、この件に関わる潮来の商家史料(「関戸家名相統物語」)には「六問屋」が現れない。しかし、「六問屋」は同じ宝永期の大町願書にみえるところであり、仙台城下における大町および「六問屋」の比重を考えると、潮来からの下り荷物を受け入れる仙台荷主衆のなかには当然「六問屋」がそれなりの位置を占めていたと思われる。

私見ではあるが、右の「関戸家名相統物語」の全体的内容から判断する限り、宝永期に至るまでの石巻穀船による潮来・仙台間の帰り荷輸送に仙台藩が何らかの干渉や統制を加えた形跡は見出せない。あくまで江戸問屋と仙台城下商人との間の商取引に、穀船船手衆との契約をはじめ途中輸送の一切の責任を関戸家が請け負っての、純然たる私的関係に基づいた帰り荷輸送が行われたのである。江戸直行の後の穀船の帰り荷輸送に仙台藩が如何なる姿勢で臨んだかは不明であるが、おそらく今後この点の解明が後世における「六仲間」の結合原理を解くもう一つの鍵となるであろう。

二 城下商人仲間と仙台藩

1. 薬種仲間の流通特権

「六間屋」から「六仲間」への中間過程として、仙台城下にはまず個々の商人仲間が姿を現す。ここでは、「六仲間」のうち残存史料が比較的豊富な薬種仲間を取り上げて、とりあえず、その成立から特権確立に至るまでの過程を旧稿に基づいて略述しておきたい。⁽¹⁸⁾

仙台城下の薬種仲間が史料上で初めて確認できるのは一六五九（万治二）年のことである。数年後の一六六七（寛文七）年の仲間議定では、当初の不定株から仲間の人数を固定して新規加入を許さないメ株制への転換をとげて、組織を引き締める傾向がみられる。けれども、当時はまだ仙台領内における和薬の生産が皆無の状態で、領内需要の大部分を中国・朝鮮からの輸入唐薬に依存する現状ともかかわって、薬種仲間は唐薬の中間仕入先である江戸本町の薬種問屋に対して緩やかな隷属関係を保ちつつ領内の薬種市場を取り仕切っていた。

一七世紀末の天和・貞享年間、薬種仲間は自らの資金投入や人材派遣などに基づいて江戸から和薬材の栽培技術・製法・種子を導入し、藩からも薬園開設のための田畑の提供をうけて、ようやく和薬の栽培に漕ぎ着ける。が、当初の生産高はごく少量にすぎず、外部依存の状況に変化を迫るまでには達せられなかった。しかも、仙台藩は薬種仲間主導の和薬生産を積極的に支援していたにも拘らず、仲間の存在や和薬流通に関わる仲間の権限を公的には認めようとしなかった。

享保年間に入り、川芎・沢瀉など家庭常備の薬材を中心とする仙台産和薬の生産高が急増するに従って、一部の品種においては領内需要を賄うばかりでなく領外への輸出も可能となってくる。当然のことだが、輸入と輸出では流

通経路が全然違ふ。唐薬の輸入は主として対馬・長崎↓上方↓江戸↓仙台のルートをとどるが、この場合、薬種仲間は江戸薬種問屋との関係さえ緊密に保てば領内市場をほぼ独占することができた。けれども、仙台↓江戸↓全国消費地という逆のルートをたどる和薬輸出の場合には、薬種仲間は各地の生産者と密着して族生して行く領内外の商人資本との競合を避けられなかった。薬種仲間は領内産和薬の流通支配権を確保すべく、今度は藩への請願を繰り返すことになる。

一七二八(享保三)年閏一〇月、薬種仲間は仲間以外の商人たちによる和薬の領外無断搬出を藩に提訴し、領内市場の安定のために他領輸出和薬の取締権を薬種仲間できき受けたと願ひ出た。さらに同年十一月には、仲間の内の大和屋久四郎から仲間中を代表して、輸出和薬に対する仲役賦課業務の一部(後述する「御仲末書」)を自分で請け負いたいと願書が提出された。

仙台藩は翌一七二九(享保四)年九月に、仲役銭の安定徴収を目当てにして以上の請願をおおむね受理する旨の藩触を流す。しかし、触書の文面は必ずしも権限付与の対象を城下の薬種仲間だけに特定せずに「御城下薬種屋共」としており、仲間に限らず城下の薬種商人なら誰もが仲役を負担して和薬の輸出に携われるという含みをもたせたものであった。こうして藩触の後も仲間外商人の輸出行為は公然と続けられ、わけても仙台産和薬に目を付けた江戸・上方資本の仙台下への出店進出は薬種仲間にとっては大きな脅威であった。

薬種仲間にとって局面打開の一大転機となつたのは、はからずも幕府政策の後ろ盾を得たことである。享保改革期の幕府は殖産興業政策の一環として、日本産薬種の新規開発・品質安定・大量生産などのために幕領・私領・寺社領の区別なく全国的かつ大規模な和薬振興政策を積極的に推し進めた。¹⁹⁾その実務を担つたのが一七二二(享保七)年江戸・大坂・京都・堺・駿府の五か所に設けられた和薬改会所である。なかでも江戸和薬改会所(以下、「江戸会所」

と称する)には以前から仙台城下の薬種仲間と取引関係にあつた複数の本町薬種問屋が含まれており、公私にわたる頻繁な情報交換に基づいて、江戸会所は仙台産和薬の江戸輸出にも強力な規制力を發揮した。

一七二六(享保一一)年一月以後、江戸会所は当時すでに江戸の薬種相場を左右するほどになった一部の仙台産和薬の江戸入荷量減少に憂慮を示し、とにかく大量の和薬を仲間が集荷して江戸にまわすようにと、薬種仲間の奮発を強く促す。つまり、江戸会所は仙台領内における和薬江戸為登の主体を仙台藩より一足先に城下の薬種仲間認めたのである。かかる江戸市場からの要求と幕政の実務機構である江戸会所の仲間容認をテコにして、薬種仲間は江戸への出荷量減少は仲間外商人の和薬無断搬出に原因があるとして、これらの商人を市場から排除すべく仙台藩に圧力を掛けつづけた。その結果、同年一〇月に至つて薬種仲間は当時の仲間人数を藩の触書のなかに銘記され、領内産和薬の排他的な流通特権をようやく認められることになる。

ところで、一七二〇年代までの薬種仲間の事例から「六仲間」の結成を裏付けできる証拠は何一つ見付からず、薬種仲間が他の城下の商人仲間と何らかの形で連携した兆しも全く見出せない。つまり、この時期に至るまで「六仲間」はまだ存在しなかつたと思われるのである。すると、一七世紀半ば以後の薬種仲間のあり方というのは、取りも直さず、「六仲間」制度が出来上がる以前の個別商人仲間の成立と発展の軌跡を示すものといえる。

「六仲間」のなかの薬種仲間以外の五つの仲間に関しては、残念ながら今のところ確かな成立の過程を探る手掛かりすら見付かつていない。ただ、一六三〇年代以来の大町「六間屋」制度にみられる絹布・小間物・木綿・古手の四品がそれぞれ相当な需要が見込まれる品々である点と、先述したようにそれらの商品が大町「一町株」の規定を受けて後ほどの四仲間そのまま引き継がれた点などから、個々の四つの仲間組織も割合早い時点で成立したのではないかと考えられるのみである。

なお、繰綿については、すでに一七世紀の半ばから後半にかけて関東と活発な商取引を営むかなりの人数の繰綿商人が仙台城下に在住し、大量の繰綿を仕入れては、完成品を購入しが入りたい一般農民の自家製衣類の原料に当てたことが明らかにされている。⁽²⁰⁾ この時期に仙台城下の繰綿商人たちの間で一定の仲間組織が形成されていたとしてもおかしくはないであろう。⁽²¹⁾

何れにせよ、「六問屋」制度が始まった一六三〇年代から遅くとも一七世紀の後半にかけて、仙台城下には六つの仲間組織が出揃い、それぞれ独自の発展を遂げていたと思われる。

2. 葉種仲間と仙台藩

a. 藩にとつての商人仲間

一六八二(天和二)年二月、葉種仲間の内の大和屋久四郎は藩の出入司しゅうにゅうつかさの命令を受けて、領内産人參の拵え方吟味のために仲間中へ廻文を出している。⁽²²⁾ また、翌年九月にも同人は出入司の命令で、この時期徐々に出始めている領内産和葉に対して直前の二カ年分の生産高調を提出している。⁽²³⁾ 出入司とは金穀会計を総監し、藩の財政を司る中央役所のことである。なお、一六八五(貞享二)年六月には、大和屋久四郎・北村屋権七の仲間員二人が当帰せきまき・川芎せききやうなど三〇種余りの領内産の和薬名を挙げて、判明可能な範囲内でそれぞれの薬材の市町における斤当り値段を藩の租税収納機関である御蔵方へ報告している。⁽²⁴⁾

大和屋久四郎は元禄頃には「御薬所」の肩書きを使っており、⁽²⁵⁾ 自分商売の他に藩の薬種御用も務めたと思われる。幕末の記録では、久四郎が「貞享以来享保年中までは大分限で、仲間一番の本店にて荷高商いも広大の進退に見え、

仲間の諸世話に自分仕入料を掛けた」とある。²⁶ 大和屋久四郎は仲間一の分限者として、初期の仲間運営の中心的な役割を担ったのであろう。

このように天和・貞享年間の仙台藩は薬種仲間ではなく、まず大和屋久四郎という仲間のなかの最有力者を掌握し、その個人を命令伝達の窓口にして薬種仲間を指図するとともに領内薬種市場の動向を把握していたのである。

享保期に入ってから数回に渡って仲間名義の願書が町奉行所に提出されたものの、藩は仲間に直接答えるのではなく、その都度大和屋久四郎を仲間への窓口にすることで徹底している。先述した一七二六年一〇月の藩触においても、藩は当時の仲間総員である「御城下薬屋九人」を触書の宛所にして、その文中に「九人之者共」とその他の「脇薬屋」とを区別しているにも拘わらず、「仲間」の語は一度たりとも使っていない。

仙台藩にとつては薬種仲間の実体を認めて、それを藩政に活用はしながらも、町の専売権を規定した「一町株」とは無関係に複数の町の住人によって横断的に形成された一商人仲間を公認し、仲間そのものに商業特権を与える意図はさらさらなかったのではないだろうか。薬種仲間が仙台藩によって正式に認められたのは、おそらく「六仲間」成立以後のことと思われる。

b. 「御仲末書」と「荷物印符」

前節でも触れた一七二八（享保三）年二月日付の大和屋久四郎からの願書をここでもう一度取り上げてみよう。²⁷

願書には、今後における領内産和薬の他領輸出は当時の仲間一〇人へのみ許されたいとした上で、仲間以外の者たちが仲間の「名義・印判の偽造を謀りかねないので、他領出しの分には色品を見届けた拙者（久四郎）の末書を添えて境目仲所へ差し出し、その上で仲役を召し上げるようにすれば金高などにも相違が生じないで済むだろう」、とある。文中の「境目仲所」とは城下町の出入口に設けられたと思われるが、正確なことはわからない。²⁸

右の史料からも「末書」と仲役の関係が窺われるが、前掲の「御仲役発端来歴」には「末書」を「御仲末書」、「御仲中書」とも称して、「末書」をめぐる幾つかの興味深い事実が記されている。

①領内産和薬の生産がなかつた大昔は「末書」も存在しなかつたが、享保年中に和薬の生産高が伸びてから「他領出し和薬入り」のために「末書」が添えられた。その後天明・寛政頃からは、領内在方に荷出しする分も含めてすべての城下から出す和薬に「末書」を添えることになった。

②初めは薬種仲間の当番廻りで「末書」をつけたが、一七三五(享保二〇)年八月以後は仲間中が相談し藩にも願い済まして大和屋久四郎方に「末書」が一任された。また、一八四七(弘化四)年には「末書」の「筆墨料」をめぐつて薬種仲間と大和屋久四郎との間にトラブルが生じ、両者の協議を経てそれ以後はもとの当番廻りに戻された。

「御仲末書」には、薬材名・数量・品質・価格などの他に仲役の税額が記されたと思われる。その最たる機能は、初めは輸出和薬に限って、後は城下から搬出するすべての和薬を対象にして、漏れなく仲役を賦課し密荷を取り締まるところにあったのだろう。

いっぽう、「御仲末書」を補充するものとしては、一七一九(享保四)年薬種仲間によつて出願された「荷物印符」がある。これは他領輸出の薬種荷物に仲間が封印を施し、所々の境目番所にて封印の真偽を確かめてから荷物の越境を許すことで、「御仲末書」同様に他領出し和薬の密荷を防いで仲役を確実に賦課するための装置と考えられる。その後の薬種仲間は境目役人実際に仲間使用の印鑑の「合判」⁽³⁰⁾を預けている。

次項でみる一七二六(享保一一)年四月の小西屋利右衛門書状には、「(薬種仲間から)末書ならびに荷物印符を申し請けて和薬を上げている」とあり、⁽³¹⁾「御仲末書」と「荷物印符」は出願後間もない時点で藩の許可が得られたと思われる。

先述したように、宝永期までの密荷取締は仲役の脱税を防ぐために境目番所の下級役人が荷改めの実務を執り行う、いわば藩の行政領域の事柄であった。「御仲末書」・「荷物印符」も同じように仲役の課税を徹底化するための密荷取締対策の一環に他ならない。しかし、宝永期に比して一番大きな違いは、仲役賦課という藩の行政業務の一端を民間の薬種仲間が肩代わりしたところにあるのだろう。なお、この場合にも表に立たされたのは仲間の代表格としての大和屋久四郎だったことに気をつけなければならない。

薬種仲間が「御仲末書」・「荷物印符」のような手間のかかる複雑な行政業務の請負をあえて願ひ出た理由は、いうまでもなくそれらを利用して領内産和薬の流通特権を一人占めにするためであった。しかも、流通過程の仲間掌握は直接的には口銭収入の増加にも繋がることである。³² 以上のような薬種仲間側の狙いが、仲役の収入増しを期待しながらも市場情報に欠けていた藩側の実状と巧く合致したのであろう。また、境目役人に送り届ける薬種荷物には、「御仲末書」と一緒に藩の御蔵方が発行した「境目通御判紙」も添えられた。³³ 他領輸出の和薬は藩と商人仲間の二重の統制下におかれていたと思われるのである。

c. 薬種仲間と三都の株仲間

「六間屋」と「六仲間」のなかの他の五仲間が大町「二町株」を母胎とするのに対して、薬種仲間だけは最初から仲間員の居住地域が城下の幾多の町方に散らばっており、³⁴ 後の「六仲間」段階では伝馬役や東照宮祭礼などの諸役を務める城下の一八カ町に仲間への加入資格が開放された。³⁵ もっとも、かようなことは藩の政策によるものではなく、自律的な同業者組織として出発した一人商人仲間が複雑な経過をたどって商業特権を確立していくなかで、仲間の現状がそのまま追認されたのがことの始まりではないかと思われる。

何れにせよ、他の五仲間と薬種仲間との間に系統的違いが見出だせるのは明らかである。従って、薬種仲間が商業

特権を獲得するためには「一町株」とは全く別次元の方法を取らざるを得ず、その際、仲役さえ納めれば城下薬種商人の誰にでも和薬の他領輸出を認める藩の方針に対して、薬種仲間が当の仲役に着目したのはごく自然な成り行きであった。言い換えれば、薬種仲間の特権確立には幕府の和薬振興政策に基づく江戸会所からの圧力が決定的であったが、内部的要因として、藩と仲間のそれぞれの思惑が最も接近しあえたのが仲役のことだったといえる。薬種仲間は藩政に歩み寄るための最も有効な手段として「御仲末書」・「荷物印符」を願い出たのである。

ところで、享保以後の仙台城下薬種仲間を三都の一般的な株仲間と同質にとらえることには躊躇いを感じる。薬種仲間と仙台藩との間には、通常の株仲間に見られるように冥加金・運上金を上納し、その見返りとして株数限定と特権の保護を受けるといった関係は見受けられない。薬種仲間にとつて特権付与の代わりに義務づけられたのは、密荷の流通を封じて仲役の賦課を円滑に行うための「御仲末書」・「荷物印符」のような行政業務の代行だったのである。このように商人仲間が藩の商政・税制の一端を担いでそれを商業特権の拠り所にするということは、三都の株仲間と比較してすこぶる特徴的といえるであろう。ちなみに、薬種仲間によつて始められた城下商人仲間の仲役賦課業務は後の「六仲間」にも受け継がれる。

d. 商人仲間の「国富」意識

一七二六(享保二二)年正月、江戸会所の行司衆は、「昨冬以来仙台から上る川芎が途絶えて江戸市中の相場が高値となった、委細を報告するように」という趣旨の書状を仙台城下の薬種仲間に出している。³⁶これをうけて、その後仙台城下で起きた薬種仲間と仲間外商人の小西屋利右衛門との間の小競り合いを次に紹介しよう。

小西屋利右衛門は、もとは薬種仲間のなかの長崎屋長太郎の名代であったのが享保年間には江戸本町三丁目小西屋長左衛門店の仙台出店を務めた者で、当時領内産の和薬を買い込んで薬種仲間を経ずに江戸または大坂市場に廻す

ような経営を行っていた。³⁷⁾

さて、同年四月七日、薬種仲間は小西屋利右衛門に書状を送り届けて、利右衛門方における和薬の大量買込み行為が昨冬の藩触に違反することや、薬性・出し高などにも疑義があることを指摘した後、他領商人の出店になったことを良しとしてもっぱら領内産物の他領出しにばかり励むのでは「御国(仙台領)之御重宝」・「御国之潤」にならぬい、「御国」を慕つて領内に住み着いたのなら「御国之者」同様に仲間に加ふるように、と利右衛門を厳しく責め立てている。³⁸⁾ 昨冬の藩触というのは、前年一月二十九日に出された、和薬の領内商用分は「御城下薬種屋共」が取り締まり、作り人の他領出しは勝手次第にする、という内容の触書を指す。³⁹⁾

ところで、その翌日付の利右衛門からの返書には、さすがに「御国之潤」云々に対しては一切触れられず、「旧冬の御触の趣きに従つて段々と和薬を買い調べても差し支えないと見し、(中略)今後も同様の商売を続ける覚悟」だとして、仲間からの申し出をきっぱりと断つている。⁴⁰⁾ 要するに、利右衛門は触書のなかの「御城下薬種屋共」の解釈をめぐつて仲間とは相反する理解を示し、仲間加入の要求を全面的に拒否する態度を取つたのである。

利右衛門の言い分を単なるこじつけと見なすことはできない。ほぼ同時期に薬種仲間が藩に提出した願書の一部とみられる断簡史料には、「旧冬の御触に御城下薬屋共とはかりあるので、城下の薬屋でさえあれば(虫喰)差し支えないと心得て只今まで和薬商売を続ける白人共^{しょうと}」があり、「近年、和薬が年増しに沢山取れるにつれて、江戸・上方より(仙台城下)出店を設けて和薬を買い取る」者も大勢いる、とされている。⁴¹⁾ この時期中央の商人たちが仙台城下に出店し、圧倒的な資金力にものをいわせて領内産和薬を買い漁る様子が窺われるのである。利右衛門の主家の江戸本町小西屋長左衛門もそのなかの一人に過ぎず、薬種仲間にとつての脅威は地元の零細資本ではなく彼ら中央からの商人資本だったと考えられる。

遡って、藩政初期の仙台城下には少人数ながら全国各地からの薬種商人が新市場の開拓を求めて来住しており、成
立期の薬種仲間にも畿内近国を出自とする者が多数含まれていた。⁽⁴³⁾ こうした商人たちのなかには長い年月を仙台城下
に定住し、次第に藩領国的な経済観念が浸透するに従って、やがては「仙台商人」としての自覚を持つに至った者も
いたであろう。

利右衛門に対する薬種仲間の詰問が自らの商業特権を擁護するためのものであったことは再論を要しない。しかし、
利右衛門を糾弾する論理のなかに「御国之者」と他国者を峻別し、その上、中央の大資本の市場浸透がもたらす領国
の富（「国富」と称したい）の流出に対する強い警戒感など、いわば領民意識の台頭ともいえそうな動向が現れてい
るところを見逃すわけには行かない。⁽⁴⁴⁾ しかしながら、仙台藩にとつては「御国之者」だろうが他国者だろうが無頓着
なのが基本姿勢で、民間経済をひっくりかためての「国富」の増進よりも仲役の増収がはるかに大切な懸案であった。

三 「六仲間」の成立

1. 宝暦末年の「六仲間」⁽⁴⁵⁾

一七五九（宝暦九）年、呉服・繰綿・小間物の三仲間は城下町を経由しない輸入商品の流通量増大とそれに伴って
の城下の景気不振を打開するために、共同の景気対策を藩に陳情する。種々の関連史料から判断する限り、仙台藩は
この陳情を受け入れて以下のような趣旨の藩触を同年中に発布したとみられる。

①一六八八（貞享五）年・一七三一（享保一六）年の密荷取締令を受け継いで、当年にも「南御郡」を除いた領内全

城の在方における江戸・上方直仕入を全面的に禁止し、さらに、他領商人の在方「直通」じまがよ禁止と大町での「店借」商売を促すなど、あらゆる輸入商品の城下内取引を命じた。

②城下において、呉服・練綿・小間物の三仲間に関わる商品の他領直仕入商売を営んでまだ仲間に参加していない商人たちには、大町出店、それぞれの該当する仲間への加入、仲役賦課を命じた。

この藩触の後、同年一〇月には三仲間の「惣仲間」化が成し遂げられている。「惣仲間」というのは、いわば「六仲間」が出来上がる以前の仲間間結合の初期形態を示すものと考えられる。たぶん城下町の景気対策を實際に推し進めるためのものであるが、個々の仲間を乗り越えて「惣仲間」にどんな役割が期待されたのかははっきりしない。なお、同じく大町に属する木綿・古手の二仲間が「惣仲間」から外された理由も今のところわからない。しかし、これらの仲間においても前記②の三仲間に準ずるような義務や権限が認められたことはほぼ間違いないと思われる。

翌一七六〇（宝暦一〇）年には前年の三仲間の先例に倣って、薬種仲間も領外からの輸入薬種に対する仲間の流通支配権および仲間外の直仕入商人の仲間加入を命じる藩触を願い出て、大町出店を除いては三仲間と同等の権限が認められている。

さて、管見の限り一次史料における「六仲間」関連の語は、一七六三（宝暦一三）年二月の飛脚商三木屋四郎兵衛が呉服仲間衆宛に出した「六仲間荷物引受一札證文」のなかの「絹布・小間物・練綿・薬種・木綿・古手」の「六御仲間中」というのが初見で、これ以後の記録に「六仲間」が頻出するようになる。また、この証文には、「殊に御仲間の外は江戸・上方直仕入が御上様より止められたことをかねがね承知している」とあり、当時期における他領商品の直仕入主体が藩主の命令によって城下の「六仲間」だけに厳しく制限されていたことが確認できる。三木屋四郎兵

衛は江戸日本橋の飛脚問屋嶋屋佐右衛門の仙台店を預かった者である。また、嶋屋は江戸から奥州への商品輸送に携わる奥積問屋仲間の住吉講の一員で、当の一七六三年頃には住吉講中の了解を得て仙台的「六仲間」と定飛脚の約定を結んでいる。

つまり、一七六三年の時点ではすでに他領輸入商品に対する「六仲間」の流通独占体制が藩の特許をえて機能しはじめていたのである。一七五九年の藩触以降遅くとも一七六三年二月までの間に、「六仲間」が仙台藩商業の一主役として歴史の表舞台に登場してきたのはもはや疑い得ない事実である。後述するように、この宝暦末年は「六仲間」を核とする城下集中の商品流通政策が形を整えてきた時期であるということができよう。

2. 成立期の「六仲間」と仙台藩

a. 「六仲間」の直仕入独占と仲役賦課義務

一七五九(宝暦九)年に発布された藩触の原文はまだ見付かかっていない。ここでは同年一〇月以降の日付を持つ三通の呉服仲間加入証文を取り上げて、藩触の中身をできるだけ掘り下げてみてみたい。

①一七五九年一〇月日付の、木村平次郎から呉服仲間当番宛に出された証文には、「自分は数年前から御当地(仙台下城下)に下って絹布商売を行ってきたが、この度の御触を持って他国者は大町通りに店を出して商売するように仰せ渡された、よって自分も大町の青山五左衛門殿の明店を借りて、御役を掛けて、各様の御仲間に入って、絹布商売を続けたい」とある。木村平次郎は上州桐生出身で、城下の肴町に宿借りしながら、たぶん上州産の絹布類を仕入れて商売を営んだ者とみられる。

②同年一月日付の、出身地不明の泉田屋四郎左衛門からの証文には、「自分は絹布を上方から直仕入して、御役を掛けて商売してきたが、この度は御仲間に入り、仲間入りの祝儀金として三両を出す」とある。他の証文とは違って、文中に大町店借りとか他町での宿主請合人の記載がないことからして、泉田屋はすでに何らかの形で大町商人としての地位を確保し、上方直仕入の絹布類に仲役を課して商売を営んでいたと思われる。

③翌一七六〇(宝暦一〇)年一〇月日付の佐野屋新六からの証文には、「自分は上州表から絹布荷物を持参してこれまで商売してきたところ、御当地の大町へ店を出して、御役を掛けて商売を続けたいので、御仲間に入り、仲間入りの掛け金として三両を出す」とある。佐野屋新六は上州佐野出身で城下の国分町に宿借りし、仙台・上州間を行き来しながら上州産絹布類の商売を営んだ者である。

この三通の他にも、ほぼ同じ内容で宝暦・明和期の年次を持つ数通の加入証文が残存する。これらの証文からは、藩触以前の状況として、仙台城下には呉服仲間に加え、領外からの絹布類の直仕入商売を営んだ者が多数存在し、そのなかには大町に出店して自分の商取引に仲役を課していた者と(例えば②)、他の町方の宿借りで仲役の課税を逃れて安価商売を営んだ者(①・③)が混在していた様子が窺われる。

①の「御触」が、こうした仲間外の直仕入商人に対する大町出店と呉服仲間への加入を強制することによって、最終的には三通の加入証文に共通してみられる「御役を掛ける」こと、すなわち、直仕入絹布類の取引に少しの漏洩も許さず仲役を賦課するところに目的をおいたことは明らかであろう。また、このことは仙台藩が予め大町の呉服仲間のみ絹布類の他領直仕入権と仲役賦課権を認めたことを前提にしている。呉服仲間にとっては、仲間の直仕入権独占と仲役賦課業務が対をなしていたということができる。

右のような呉服仲間の事例からいきなり「六仲間」を語るには少々無理があるかも知れない。しかし、先述した

一七五九年における三仲間の「惣仲間」化やその翌年の薬種仲間の事例などを併せ考えると、それぞれの仲間の直入特権を前提にしての仲間外商人の大町店(薬種仲間を除く)・仲間加入と仲間による仲役賦課を、「六仲間」全体に当てはまることとして積極的に捉えなおすことも可能なのである。おそらく享保期の薬種仲間に端を発した仲役賦課業務の見返りとしての商業特権の付与という関係が、この宝暦末年の時点では「六仲間」全体に拡大継承されたのではなからうか。

b. 「六仲間」の密荷取締人派遣

先の一七六〇(宝暦一〇)年薬種仲間が藩に差し出した願書のなかには、「手代の者共を在々へ遣わして、他領商人との直買・直売や和薬直出しを改めたい」とある。⁽⁴⁸⁾そして、二年後の一七六二(宝暦一二)年九月の薬種仲間合では、「奥在々における直仕入、または他国商人の商売などを吟味するために相応のメリ人を遣わす」ことを定め、⁽⁴⁹⁾たぶん薬種仲間の指図を受ける密荷取締人が藩の許可を受けて実際に「奥在々」へ派遣されたとみえる。また、呉服仲間の場合も一七七〇(明和七)年閏六月の史料から、仲間が遣わした「メ人衆」が在方を巡回しながら密荷取締にあたったことが確認される。⁽⁵⁰⁾

商人仲間が領内在方に密荷取締人を派遣するためにはいうまでもなく領主の承認が必要で、ほぼ同年代に複数の仲間において密荷取締人の派遣がみられるということは同じ時期における「六仲間」成立と無関係ではあるまい。宝暦末年以降は、「六仲間」を中心とする他領輸入商品の城下内取引を厳格に行うために、藩の承認のもとでそれぞれの仲間による在方取締態勢が整えられつつあったのだろう。

ただ、この際の密荷取締は商人仲間だけに一任されたものではなかった。藩の奉行衆(他藩の家老職に当たる)が発給した一七六九(明和六)年二月の申渡状には、「城下大町の検断・肝入から」牡鹿郡石巻などの津方船通用の場

所に対する御メリを願ひ出されたが、密物メリはすでに御足輕・御小人などを御穀改役人に付き添わせて始末しているので吟味するに及ばない、もしそれでは紛らわしいのなら大町よりもメリ人を付けているようなので密物が見当たればその節申し出るように」、とされている。⁽⁵¹⁾「津方船通用の場所」というふうに特定されたのは、石巻・塩釜・氣仙沼などの港町が仙台領内でも密荷流通のもっとも盛んな地域だったからであろう。なお、文中の「大町メリ人」とは大町所在の商人仲間が遣わした密荷取締人を指す。

つまり、仙台藩は商人仲間の取締人派遣を承認はしたものの、密荷をめぐる公的な監察権までを許したのではなかった。密荷の監察はあくまで行政側が担当すべき事柄であつて執行は藩の足輕・小人などの小役人層に任されたのであり、仲間の取締人は藩にとつて私人的な存在に過ぎなかつたと思われる。

ところで、数年後の一七七五(安永四)年一月、大町三四五町目肝入只野利右衛門は「津方ならびに奥在々へ大町通りの仲間より密荷メリ人を下し置いたところ、なるべく奥在々の御足輕衆・御小人目付衆と同様に船荷などへの立入吟味を許されたら、ご威光をもつて取締が順調に運ぶであろう」と藩に願ひ出る。⁽⁵²⁾この肝入願書は大町所在の商人仲間の意向を受け入れてのものなのであろう。仲間はより効率的な密荷取締のために役人同様の立入搜索権を要求し、自ら密荷取締の実務に加わることを積極的に志願したのである。

この願書の結果はわからないが、下つて一八一三(文化一〇)年一月の「六仲間」口上書では、「直売・直買・密荷などが数多出来し、(中略)六仲間メリ人では抑え難いので、この上は年に三、四度ずつ不意に役人を在々へ遣わしてくれるように請願している。⁽⁵³⁾以前とはだいたい趣きが変わっていることに気付かれるであろう。ここでは逆に仲間派遣の者が密荷取締の主役を演じており、それだけでは行き届かないために担当の小役人の不意派遣という藩の支援を要請しているのである。この場合も藩の対応は不明である。

密荷取締を徹底的に執り行うことは、すなわち、藩にとつての脱税防止と仲間の商業特権の堅実化に繋がるわけで、取締の強化は藩と「六仲間」が共通して望むところであった。しかし、「六仲間」にとつて密荷取締は自らの成り立ちに直結する正に死活の問題であり、藩と「六仲間」の密荷取締に注ぐ熱意には当然ながら温度差が感じられる。一連の過程からは、宝暦・明和年間における藩主導の密荷取締とそれに付随する形での「六仲間」の取締人派遣、安永期における仲間取締人への役人同様の監察権要求、文化期に入つての「六仲間」主導の密荷取締というように、次第に「六仲間」による密荷取締態勢が確立されつつある様子がみてとれるのである。

以後、藩政および「六仲間」が解体する明治初年に至るまで、それぞれの仲間は主に領内の「奥」地域を中心に頻繁に密荷取締人を派遣しており、関連記事は枚挙にいとまがないほどである。「六仲間」にとつての密荷取締は、藩から請け負った仲役賦課業務を全うするための公務の一端に留まらず、自己存続のためにも必死な取り組みを余儀なくされることだったのである。

c. 制度としての「六仲間」と藩の城下町商業政策

「六仲間」は商人仲間同士の下からの結合体ではなくて、藩と城下商人仲間の要求が互いに噛み合うところで、藩によつて上から設定された制度的な存在としての性格が強い。「六仲間」制度は、いわば他領輸入商品に対する藩ないし城下町専売制の様相を呈し、そのなかで「六仲間」は専売制の実務担当機構として藩の商政・税制の一端を担つたといえる。仙台藩と「六仲間」の間を媒介するのは仲役であり、以後、密荷を取り締まって仲役を確実に賦課することが「六仲間」の核心的な業務になってくる。とすると、宝暦末年は藩の税制の一環としての「六仲間」制度が始動する歴史的地盤が整えられた時期と言い換えることができる。

藩政初期の「六問屋」と中期以降の「六仲間」を比較すると、特定の大町四商品からすべての輸入商品へ、「六問

「屋」から「六仲間」へ、というふうに取り扱商品や流通主体に大きな変化が見受けられる。また、その根幹をたどれば、他領輸入商品に対する城下特権商人の流通独占・密荷取締・仲役徴収といった初期以来の三者一体型の骨組はほぼ持続するものの、質的には商人仲間が藩の密荷取締に直接参加して仲役賦課業務を請け負うなど、初期に比して質的な違いもみとれる。

「六仲間」制度の背景には、初期以来の大町「六問屋」を軸とする城下集中の商品流通政策が密荷の増加に従って次第に限界に達し、藩としても、城下商業の活性化と税収の安定化を期待するためには商人仲間の流通支配力に一定の依存を余儀なくされたという事情があるのだろう。換言すれば、宝暦末年には「一町株」権に基づく大町「六問屋」体制が完全に行き詰まって、藩の城下町商業政策が「町」から城下の「仲間」へと重心を異動したともいえるのである。

ところで、輸入商品をめぐる「六仲間」の商業特権は（薬種仲間は領内産和薬の輸出まで掌握する）公務代行の褒賞としての性格をもつ。そこには薬種仲間において述べたごとく、通常の株仲間のような冥加金・運上金の上納とその見返りとしての株数公認・特権保証といった形の対領主関係は見当たらない。

例えば、一八四三（天保一四）年九月、城下東昌寺門前の菊田源兵衛という者が「志願金」六五〇両の上納を条件にして太物・古手・呉服の直仕入商売を藩に出願する事態が発生する。これに対し、「六仲間」のなかの該当する三仲間からも同額の「献金」の上納と「この末、諸門前は申すに及ばず、城下の他の御町より如何なる願出があつても決して直仕入商売を免許しないように」と申し出て、結局は仲間側の手が拳がっている。この一件は、逆にそれ以前の「六仲間」の日常的な経営活動には冥加金・運上金が課されていないことが反証にもなるのである。⁵⁴

いっぽう、薬種仲間は一七世紀半ばの寛文議定では株制をとって仲間人数の凍結を図り、一七二六（享保一一）

年一〇月の藩触では当時の仲間総員の「御城下薬屋九人」に限って和薬の流通特権を藩によって許されていた。しかし、宝暦末年の「六仲間」成立以降は一転して仲間の門戸を開いて、人数に制限を設けない不定株制への転換を遂げている。⁽⁵⁶⁾また、先述した呉服仲間の場合も宝暦末年以降の複数の加入証文の例から薬種仲間と同様のことが指摘できる。かような門戸開放の背景に、私的な商人仲間の範疇を越えて、藩の政策によって規定づけられた公的機構としての「六仲間」制度があることはいうまでもない。同業商人の仲間加入は一七五九年の藩触が直接の切っ掛けをなしたのであろう。

d. 「六仲間」制度下の仲間と藩

上から設定された制度的存在である「六仲間」には、後期における集団利益擁護のための共同訴願行為を除いては、六つの仲間をひっくるめての仲間間の交流・連携が希薄な状態であった。まず、仲間の下り荷物輸送についてみてみよう。

明和・安永期には、繰綿・小間物・古手・薬種の四仲間が江戸の奥積問屋仲間である鹿島講・住吉講を通して、石巻穀船を利用しての下り荷物の独占的な仕入機構を形成していた。当時の石巻穀船は江戸上りは藩の江戸廻米のための直雇であったが仙台帰帆の際には義務づけがなく、城下四仲間の仕入商品を帰り荷として輸送していたのである。一七六四(明和元)年二月には穀船の船手仲間が運賃不足を理由に四仲間荷物の積留を通告し、これに対して四仲間は穀船以外の領内の船や菱垣船などでの塩釜入津に変更するという強硬姿勢を示す。この一件はその後薬種仲間の一時期離脱などの経過を経て、住吉講の積極的な仲裁によって一七六六(明和三)年秋にもとの四仲間輸送体制へ戻ることで一応の決着をみている。⁽⁵⁷⁾しかし、文化期からは穀船による密荷輸送が続発して、一八二九(文政一二)年には穀船の密砂糖輸送と石巻荷宿変更問題を契機に積留一件が再発し、下り荷物輸送の主導権をめぐって前記の四仲間と

穀船の船手仲間が激しく対立しあう事態も発生した。⁽⁵⁸⁾

二つの積留一件からは、石巻穀船を利用して江戸の奥積問屋仲間と仙台城下商人仲間を繋ぐ下り荷物の海上輸送機構が「六仲間」全体に当てはまるものではなく、穀船利用に基づいた海上輸送の共同管理・共同責任があくまで前記四仲間の結合原理に過ぎなかったことがはっきりと現れている。呉服と木綿の二仲間は四仲間輸送体制とは別系統をとっていたのである。「六仲間」はもっぱら仲役課税のために制度化されたものであって、商品輸送を含む仲間間の経営協力は基本的に私的領域の事柄だったといえよう。

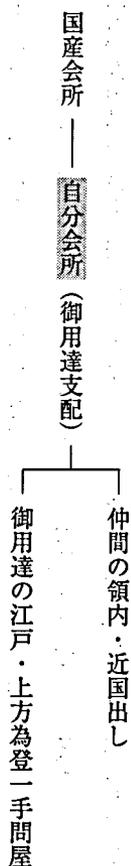
次に、天明期の薬種仲間を取り上げて、商人仲間としての自律的側面が「六仲間」制度のなかでどんな変容をみせるかについてみておこう。⁽⁵⁹⁾

仙台藩は一七八二(天明二)年の国産会所設立と同時に、国産物買上資金の調達のために城下の問屋商人二五名を国産方御用達に任命した。このなかには「六仲間」に属する商人たちも多数参加している。翌一七八三(天明三)年、仙台藩は専売制の適用範囲を領内産和薬にまで広げるために、二人の薬種仲間員を国産方御用達に追加抜擢する。幾つかの関連史料から判断して、この時の仙台藩は二人の御用達からの政策提案に基づいて、献策者の兩人を江戸・上方為登和薬の一手問屋にして他の仲間員を資金提供者兼領内・近国販売の仲買層に追い遣るなど、既往の薬種仲間の流通特権を解体し、藩主導の流通システムに再編する方針を持っていたとみられる(図1)。つまり、藩の専売政策と商人仲間の商業特権が領内産和薬の流通主導権をめぐって衝突を巻き起こしたのである。

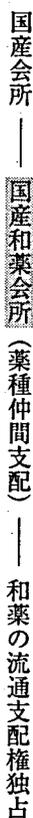
その後薬種仲間は表面的には藩政に従順して藩の国産会所を頭にいたさながら、内容的には領主支配の実質を骨抜きにして仲間を中核とする領内商人資本の再編成を主体的に演じようと、独自の「国産和薬会所」構想を打ち立てる(図2)。下記の図は一七八三年五月と同年十一月における薬種仲間所属の御用達兩人と薬種仲間の、市場支

配をめぐるそれぞれの構想をまとめたものである。

〔図1〕御用達兩人の構想 (天明三年五月願書より)



〔図2〕薬種仲間構想 (天明三年一月、「会所申定」より)



御用達兩人の一手間屋狙いも薬種仲間の国産和薬会所構想も、最終的にはその何れも成就しなかった。また、天明期の和薬専売政策によって領内産和薬をめぐるかつての薬種仲間の流通特権に何らかの変化がもたらされた兆しも認められない。ということとは、特定の仲間が既得権を固持してきた和薬流通に限っては、仲間の合意が得られない藩の専売政策は結果的に失敗に終わらざるを得なかったといえるのではなからうか。

そもそも「六仲間」制度の始まりには領主的契機が強く働いた。しかし、「六仲間」制度下の個別商人仲間と藩との関係においては、仲間は専売制の果実に加わろうとする一部の仲間員によって内部分裂を経つつも、仲間そのものの集団利益を保持するために藩の政策的な特権侵害の企てを巧妙に排除しており、その面で商人仲間としての自律性を温存することができたと思われる。⁶⁰⁾

四 「六仲間」制度の強化・確立

1. 密荷の問題

一七九〇（寛政二）年六月、「六仲間」からの請願を受けた仙台藩は、当時領内「奥」地域の密荷流通の一大拠点であった石巻・気仙沼地方に密荷禁止令を發布する。直後に藩の承認を得た「六仲間」配下の密荷取締人が両所に派遣されるが、彼らは石巻では地元商人たちから鉄炮をかけられ、気仙沼では投石をうけるなどして、現地監察はなす術もなく城下に逃げ帰ってしまう。⁽⁶¹⁾一見して領主支配の弛緩とも見紛いそうなこうした事態は、藩権力をバックに領内商品流通を切り盛りしてきた城下特権商人層に対する地域商人の激しい敵愾心や縄張り意識の現れと考えられる。

密荷の横行とは、在方商業の活況と背中合わせの関係にある。他領商品の城下集中に基盤をおく「六仲間」制度は、換言すれば、自然な経済現象としての領内在方市場の発達を人為的・制度的に抑圧するもので、藩領全域の経済発展とは著しく矛盾するといわざるを得ない。仙台藩が大町および城下町一辺倒の商業政策に拘りつづけて片方の在方商業を半ば放棄する姿勢を取ることは、領主財政を最優先とする政策方針から来たのであろう。

何れにせよ、藩の様々な庇護策にも拘わらず、近世後期の「六仲間」制度は密荷の継続的な氾濫状況のなかで間断なく揺れ動くようになる。「六仲間」制度がきちんと整備され、藩の税制のなかにがっちり組み込まれたのは密荷の問題が激化してくる一九世紀以後のことと思われる。

一八一三（文化一〇）年、藩の「御仲所」は「六仲間」の当番・取締人の出頭を命じて、「去年からは仲役が格別に出劣り、当年は一層の出不足になっている、吟味によればこの節の密荷急増が六仲間の不振と仲役銭出不足の原因」である、として密荷取締と役銭増徴の方法を講じるように言い渡す。⁽⁶²⁾また一八一五（文化一二）年一月、藩は再び

仲役銭減少の理由は密荷取締が行き届かないからだとして、他領輸入商品の領内流通をめぐってごく仔細な規定をもうけた藩触を城下の町方および領内の津々浦々にまで発布している(後述)⁽⁶³⁾。さらに、一八三二(天保三)年八月には、「近年の仲役代は年増しに出劣りを見せて、去年中はなおさら分外の出劣り」になっているとして、「六仲間」の取締に怠慢があるのではないかと厳しく責め立てる。⁽⁶⁴⁾

藩政後期の「六仲間」制度にとつて最大の障害は密荷の氾濫状況であり、それは「六仲間」を経営不振に陥れたのみならず、藩の仲役収入にも大幅な支障を来したのである。こうして一八一〇年代以降の仙台藩は密荷取締の強化と役銭収入の安定化に本腰を入れることになる。

2. 密荷取締の強化と「六仲間」制度の確立

前項で述べた一八一五(文化二)年一月の全領藩触では領内に入る諸々の商品を類型別に区分し、それぞれに對して詳細な取締方を定めている。その後、藩と「六仲間」の度重なる意見交換を経て、一八一七(文化二)年二月九日には密荷取締の政策的総括ともいえる新たな藩触が発令される。⁽⁶⁵⁾これに至るまでの主な経緯と密荷取締令の中身は以下の通りである。

① 城下ならびに在方商人が他領より直仕入する品物

まず、一八一五年の全領藩触によると、城下商人が仕入れる品物に関しては陸送の分は領内入口の境目、海送の分は着岸の湊の石改役人が品改めをして荷毎に印符を施し、「送り書付」(入切手)を添えて城下まで駄送せしめる。城下荷着・荷売りの上は「六仲間」の取扱商品は当番、その他の品物はそれぞれの荷主共の方で月々の初めに駅々の御用便を利用して荷入口の役人に「戻送」を返上する。また、在々で直仕入が許された商品の場合はその地の検断よ

り右同様に「戻送」を遣わす、というふうになっている。

ところで、一八一六（文化一三）年正月の「六仲間」願書には、イ「六仲間」の他にはもとより他領直仕入が禁じられている、もしも仲間に関わりのない品物が領内に入った際には全てを「六仲間」のなかの小間物・薬種の両仲間当番の内を宛名にして送り届け、「戻送」のことも両当番の内から城下の「仲所」に差し上げるようにしたい。ロ「戻送」返上の際の御用便使用については、担当の役人から御用便は諸士ならびに扶持人衆に限る駄場掟だとして受付を断られた、その対策を立ててもらいたい、とある。⁽⁶⁶⁾

これに対して仙台藩は同年二月、イに関しては、密荷取締にも役立つとみえるので「六仲間」他の色品は薬種・小間物両当番にて始末」するようにし、ロは、「町家」の者の御用便使用は許し難いが密荷取締のために「六仲間」の「戻送」に限っては御用便の往来が稀な一部地域を除いてこれを許可する、と通達する。⁽⁶⁷⁾

ちなみに、在方直仕入商品の場合は、仙台藩では一七二二（正徳二）年以降、藩の江戸廻米輸送船である御穀船の船頭・水主に限って江戸・関東からの帰帆時に「船脚」荷物として少量の他領商品の搬入を許しており、⁽⁶⁸⁾さらに、五十集類・海草類・皮類・材木類や、「南御郡」の直仕入商品には着岸の場所での売買行為が許されていた。これらの品物には、仲役の代わりに関税の性格を持つ入仲役が賦課されたようである。

②他領商人が持参して領内販売に当てる品物

入口の境目役人が色品・荷数などを記した「入切手」を渡し、城下の「六仲間」当番方より「戻送」を前段同様に行う。売残りの商品が境目を通る際は「入切手」に当番添書をして出口の境目へ寄越し、同所から入口の境目へ「戻送」を遣わす。他領商人が直に在々へ入って売り捌いてはならない。⁽⁷⁰⁾

③領内素通りの品物

入口の境目役人が印符を施し、城下通過の節には「仲所」にて品物を改めて、出口の境目より早速「戻送」を入口境目へ寄越す。延着した分については出口の境目にて吟味すべき事。

④ 「背負子」が持ち込んだ品物

一八一七年二月の藩触によると、「背負子」(行商人)たちが持参した商売荷物は入口の境目にて荷毎に印符を施して、「六仲間」取扱商品には仲間当番を、それ以外の品物には薬種・小間物の両仲間当番の内を宛名にして「入切手」を渡し、「六仲間」が立てた「宿」に止宿させて売り捌く。領外に出る時は当番方から「戻送」を直々に「背負子」に渡して出口境目にて右の「戻送」を受け取って通すようにする、というふうに定められている。

ところで、「六仲間」の「宿」については、一八一三(文化一〇)年一月の仲間願書に、他領商人の勝手な止宿を防ぐために「六仲間」にて「商人宿」を立てたいとしており、一八一七(文化一四)年二月の藩触では、駅継をもつて城下に送り届ける品物は、城下入口の駅にて「六仲間」が立てた宿々に限って荷入れし、商人共も右宿に限って止宿するように、とある。ただ、前々から専業の間屋役を立てていた城下入りの肴・蠟に関しては薬種仲間当番を宛名とする「入切手」を渡すが、荷物や商人の止宿は魚物は肴町の間屋、蠟は蠟問屋にてこれを引き受けて薬種仲間当番が「戻送」を返却することになっている。

⑤ 武家荷物・寺社荷物を装つての商売物

一八一五(文化一二)年一月の藩触には、諸士や寺院などの「会符」にて高い荷物を駄送し、所々にて売り捌くという風聞も聞こえるが、右のような諸荷物は駅々において吟味すべし、とある。

これに対して、小間物・古手・薬種・繰綿の四仲間は翌一八一六(文化一三)年七月日付の願書において、御穀船の掃港時に「家中詭物」と称して諸荷物を四仲間の下り荷物と一緒に積合わせるので、破船・難破の際には紛らわし

いことも生じている。これ以後は誂物の中身を「送り状」へ記して双方へ渡してもらいたい、と願ひ出る。⁽⁷²⁾ 同月中に藩は、「(家中) 荷物の内には送り状などへ委細を書き記しがたい品もある」として一応は斥けるが、結局は仲間側⁽⁷³⁾の度重なる請願を受け入れて、同年一〇月には、「家中誂荷物」が商売物に混ざるのを防ぐために今後は四仲間だけでは紛らわしいトラブルが生じれば石改所の横目へ報告して処置を受けるように、⁽⁷⁴⁾と言ひ渡す。

以上、一八一〇年代の仙台藩では境目番所・石改所・仲所や他にも各地の代官所・^{じかた}地方役人衆などの藩の行政機構と「六仲間」の協力・連携に基づいて、密荷取締のための周到な制度的装置が出来上がったと考えられる。また、「六仲間」にしては、かかる制度強化の過程に積極的に荷担することによつて、一部の例外を除いたほぼ全ての輸入商品に対する総体的な取締権を自己の正式業務として確定づけることができたといえる。

幕末の史料によると、仙台藩ではほぼ全ての輸入商品を城下の「六仲間」が集荷し、仲役の課税を経て「南北在々」の各消費地に転売することが原則となつてゐる。つまり、「六仲間」を経由しない品物は密荷、すなわち脱税商品と見なされたわけ、他領輸入商品の荷揚げ地である領内の各港町においても藩の特別な許可がない限りは現地での勝手な売買行為が許されず、一度は城下に駄送した物を再び買ひ下して現地での商売に当てなければならなかつた。

このように仲役の増徴を狙ひにしての矛盾に満ちた不合理な流通制度が、一八一〇年代の密荷取締政策のなかで確立されたことは以上の分析からも明らかである。仙台藩の仲役への要求が拡大するに従つて「六仲間」制度もますます強化され、ついには藩の商政・税制の一角を占めるほどの確固たる位置にまでの上がれたのである。

五 幕末の「六仲間」制度

1. 領内市場の動向⁽²⁵⁾

あらゆる他領輸入商品を一度は城下に集めて城下から再び領内各地に転売する商品流通の城下独占体制に対して、城下町以外の領内諸地域から離脱の動きが現れるのは当然のことであろう。こうした領内各地の市場動向を如実に示してくれるのが密荷の問題である。密荷は様々なルートから領内に搬入されるが、その主な流れは次の二通りに大別できる。

第一は、領内南部の伊具郡・亶理郡・刈田郡など俗にいう「南御郡」一帯のことである。「南御郡」の他領直仕入は藩政の初期から始まり、時おり城下商人の抵抗にあつて差し止められる場合もみられるが、藩政後期に至るまで断続的に直仕入が許されていた。文化期頃には幕府・諸藩の年貢米の江戸廻米輸送路である阿武隈川の水運に便乗して、伊達・福島地域から下流の伊具郡丸森地域に大量の他領商品が水揚げされ、城下仕入に比して仲役銭・輸送費などの負担が軽くなることを利点に近隣の国見・亶理・相馬地域にまで売り渡された。つまり、当時の仙台領南部地域には丸森を拠点に領内外にまたがる広範囲な地域市場圏が成立していたのである。

文化期以降は仲役の減収に業を煮やした藩側が密荷取締の強化に乗り出して、文政・天保の一時期には「南御郡」の直仕入が厳しく取り締られることもあった。しかし、幕末には「六仲間」の強い反対にも拘わらず年限継ぎをもつて直仕入が継続的に許されるようになる。なお、仙台藩では明和期頃から直仕入御免の代わりに「南御郡」から収納した入仲役銭を城下大町に与えて大町・「六仲間」の反発を和らげる方針を示したが、これは幕末の一時期を除いてはほとんど実現されなかったようである。

第二は、領内北東部の牡鹿郡・本吉郡・登米郡などのいわゆる「奥」・「中奥」一帯で、ここは「南御郡」とは違つて藩政の全時期にかけて他領商品の直仕入を禁ずる藩の政策が徹底していた。しかしながら、藩政後期に至つては牡鹿郡石巻と本吉郡気仙沼などの港町を基点とする独自の仕入・販売ルートが開かれて、これまた城下とは別個の地域市場圏が稼働していたようにみえる。

両港町の商人たちは、表面上はわずかな品物の購入で城下「六仲間」からの仕入を装いつつも実は域内需要の大部分を「船脚」荷物を利用しての密荷に依存しており、城下よりは安価取引を売り物にして「奥」・「中奥」の全域に各種の商品を流通させていたのである。

藩政後期には藩当局の政策方針とは裏腹に、「六仲間」制度から離れて独自の地域市場圏の形成を目指す動きが、一藩経済圏の外郭地域において活性化していたといえよう。領国経済は一枚岩ではありえず数個の地域市場圏に分けて考える必要があり、城下町とそれ以外の諸地域では商業利潤の獲得をめぐる熾烈な競争が繰り広げられた。

2. 幕末の領内地域市場と「六仲間」制度

a. 地域市場からの直仕入訴願

幕末には商業特権の確保や商業利潤の地域内留保などを目指しての、「藩内地域主義」ともいえるような集団的な訴願行為が南北の各地からひっきりなしに現れる。以下のi-xでは、ある程度全容がわかるものだけをまとめて紹介しておきたい。それぞれの事例はi・iiは領内北東部から、iii以下は領内南部からのものである。また、iiは代官支配地であるが、その他は全て給人知行地からの訴願である。

i. 一八四九(嘉永二)年、気仙沼町の新規直仕入願⁷⁶⁾

この年の正月、本吉郡気仙沼町の肝入・検断衆は口上書を大肝入宛に提出する。その内容はおおむね「凶年後の町復興のために他領直仕入の許可を家中に訴え出たところ、この度地頭の鮎貝兵庫から木綿・古手・繰綿に対する三カ年間の関東直仕入が藩に願い出されて、藩の方から村方差し障りの有無についての下問があった。地元の人たちには城下問屋との長い商取引のため早速には関東直買いに廻りにくい向きもあるが、将来的には他領からの安価仕入が小味一統の潤いと地元復興に役立つであろう」ということである。

同年五月には、代官の指示を受けた大肝入から気仙沼の商人たちにも事情調査が行われて、同月中に七人の商人から肝入・検断經由で、「城下問屋とは旧情を持つての年賦取引が多く、直仕入御免となつてもすぐには取引先を替えられないものの、何れは安価仕入によつて町方・近村が潤うであろう」という口上書があがっている。訴願の結果は不明。

地頭の鮎川家は気仙沼本郷を在所とする知行高一千石の給人の家柄で、仙台藩家格制のなかでは「一家」に属し、⁷⁷⁾ 当主の鮎貝兵庫盛成は当時藩の最高役職である奉行の地位についていた者である。

ii. 一八六四、六五(元治元、二)年、石巻町の新規直仕入願⁷⁸⁾

一八六四年一二月、牡鹿郡石巻町の肝入検断・組頭は大肝入經由で、「石巻には耕作よりも商いを生業とする者が多いが連年の凶作や昨春の類焼などで小味の百姓たちの成り立ちが甚だ困窮している」、よつて、「百姓たちの引立てのために石巻商人が売買する諸品に対して来年から向こう一〇カ年間に渡つて城下同様に他領直仕入・近在販売を許していただきたい」、その上は城下商人の迷惑になるような「卸売りは一切行わず小売りだけに徹する」、という趣旨の願書を差し出す。

翌年正月の代官から郡奉行宛の引継願書には、「出格の吟味を持って刈田郡白石町・伊具郡角田町・巨理郡巨理町の三カ町同様に他所直仕入を許されたい」、また、「下々からは城下に氣遣って直仕入・小売りだけに終始し卸売りは行わないというが、それでは引立てが容易ではない」、「城下大町に限っての卸売り御免は先代様の御趣意によるものだが、石巻開港も諸国の商人が群集して万物を売買し、日本にも名高い大湊にするための先代様の思召しがあつてのことである」、「先ずは翌年より向こう五カ年間の他所直仕入・卸売りを許していただきたい」、とある。

郡奉行から藩の出入司への引継願書も代官願書の趣旨をそのまま受け継いでおり、最後に、「城下以外の町方における直仕入許可は刈田郡白石町などの事例もあるので類外の訳」でもないと付け加えている。その後、出入司の方では城下商人への影響に気を配りながらも、「石巻は他の郡方・町方とは引合い難い場所柄」であるという認識に基づいて、好意的な検討を下役に命じている。

しかし、藩の下問に応えた一八六五年二月の「六仲間」口上書には、「石巻のような交通の便の良い繁華な土地柄に六仲間同様の他領直仕入が許されたら奥の四〇万石は残らず石巻の方に取引を移すであろう」、「城下は石巻より順路宜しからぬ場所柄の故、先代様以来の重い御掟を往古より堅く守り、在々の商人共は順路の遠近に拘らず城下に上つて六仲間より諸品を仕入れるようにしてきた」、もしも、「石巻に他領直仕入を許すなら他の町場にも際限なく許す他はなく、城下一帯の衰微の基になるであろう」、と反対を露わにしている。おそらく、右の石巻からの訴願は結果的には「六仲間」の反対によって斥けられたとみえる。

iii. 一八四八（弘化五）嘉永元年、岩沼町の新規直仕入願⁷⁹い

この年の二月、名取郡岩沼本郷を在所とする古内弘見は、「参勤・下向などの藩主出馬の際の宿泊・休所である岩沼町が天保年間の下町焼失以来は宿割にも支障が出るほど衰微している」として、「近郡の巨理町・角田町が直仕入

御免の地なので、前々より岩沼の者たちは両所から品物を買調えている。「城下問屋には紛らわしいことが生じないように取り締まるから、岩沼町にも向こう五カ年間繰綿・木綿・古手の他領直仕入を許可していただきたい」と藩に願ひ出る。地頭の古内弘見は知行高七千石余りの大身給人で、「着座」⁽⁸⁰⁾の家格である。⁽⁸¹⁾

その後、藩では郡奉行・代官などの命令系統を経由して地頭願書に対する地元の意見を取り調べたようである。同年三月日付の岩沼町肝入・検断から大肝入宛の意見書には、「繰綿一二貫目入り一箇の城下大町仕入は金六両一分二朱前後であるが、近国の伊達・最上領仕入では金五両一分余で、一箇につき金一両も行き違う」、さらに、「南御郡の内、白石町・亶理町・角田町に他領直仕入が許されたところ、白石町・角田町は遠所だが亶理町は隣宿であり、岩沼町の者たちは聊かの品でも亶理町から調べている」と申し立てる。また、これを受けた代官から郡奉行宛の口上書には、「南御郡には直仕入を許しながら岩沼町に限って許せない理由もない」として、何れも地頭願書を強く支持する内容となっている。

同年一〇月日付の郡奉行からの口上書には、「角田町などには寛政年中も直仕入が免じられたが、一八二五(文政八)年から南御郡一統に直仕入が一切止められた。一八二六(文政九)年片倉小十郎が刈田郡白石町の直仕入御免を願ひ出たが吟味に及ばなかった。しかし、一八三一(天保二)年には亶理町・角田町・白石町に窮難引立てのため三カ年間の直仕入が免じられ、その後は年限継ぎを持って願ひのまま許された」として、岩沼町にも今後三カ年間の繰綿・木綿・古手の他領直仕入権を願ひ出ている。

これを受けた出入司は、「余儀ないことで郡奉行の吟味通りにする他ないだろう」としつつ、差し障りの有無をめぐって城下の町方に意見提出を命じる。一八四九(嘉永二)年二月には城下大町の太物・古手・繰綿の三仲間当番から、「御先代様の御思召」・「御墨印」を表に掲げて岩沼町からの訴願を断固拒否する旨の口上書が出され、藩の奉

行職以下の役人衆も今度は仲間側の意見をそのまま取り入れている。

iv. 一八五四(嘉永七)安政元)年、白石町の直仕入年限継ぎ願⁽⁸²⁾

この年の六月、刈田郡白石町の「商人当番」を務める数人の大物商人たちは地元の検断衆を通して、「当郡は田畑不足で専ら産業を持つて相続する地である。領分の西南は隣領で他領出し御免の品々を各村々より直接伊達郡の桑折・梁川などへ日々売り払っている」、よって、売物が格別下値でなければ隣領の町々に太刀打ちできない土地柄であるが、「城下仕入では往復二六里の駄賃ならびに大町問屋の利潤・諸雑費などが重なって割高にならざるを得ない」として、「年来の通り来年より一〇カ年間の木綿・古手・繰綿・葉種・小問物などの他領直仕入年限継ぎを許された」と願ひ出る。「商人当番」の性格がはっきりしないが、町内の業種別の商人たちが毎年交替で当番を務めたようである。

その後大肝入からの引継願書には、「梁川・桑折などは諸品下値の場所で、当郡村の者たちが密かに品物を買ひ調えるため、一年中の脱金が少くない」、「凶年以來また昨年の大旱魃などで当郡村は尚更衰えているので、商人たちの願ひ通りに一〇カ年間の他領直仕入を許していただきたい」とある。

いよいよ同年七月一日には地頭の片倉小十郎から、下々からの訴願内容をほほ踏襲した上、「(今までの)直仕入御免のため町方・在方共に格別潤助の様子にある」、もしも「直仕入が止められたら諸品下値で禁制も緩やかな至近の伊達郡に密取引に走り」、「領分内のみならず南御郡全体の脱金が馬鹿にならないだろう」、「前々より領内の直仕入が止められても、領分は御境目で、特に城下の町場なので、別段の吟味を持つて直仕入が許された」と付け加えた願書が藩の奉行所宛に提出されている。

片倉家は藩主の居城である仙台城を除いては領内で唯一幕府によって正式な「城」と認められた白石城の城主を

代々務めており、知行高一万八千石の「一家」の家格である。⁽⁸⁴⁾なお、当主の片倉小十郎宗景は当時藩の奉行職の地位にいた。この白石町の訴願の結果は、一八五五(安政二)年から一八五七(安政四)年までの三カ年間の年限継ぎ許可となつて一段落した。⁽⁸⁵⁾

v. 一八五四(嘉永七)安政(元)年、角田町の直仕入年限継ぎ願い⁽⁸⁶⁾

この年の八月、伊具郡角田本郷を在所とする石川駿河の家老たちは藩に対して、「角田下町は無高同様の百姓たちが売道一辺を持つて相続しているが、人馬継立などの諸役も多く天保両度の凶作で民力が衰えて、特に昨年中は大旱魃に見舞われた」、もしこの上「直仕入が止められて城下仕入になったら片道一〇里前後の迂路で雑費が増し、諸品高値となつて自ずと伊達・相馬への脱金を防げなくなるであらう」、「以前から角田町には木綿・繰綿・古手・太物類の他領直仕入が年限を持つて免じられたが、明年が年限明けなので向こう十カ年間の年限継ぎを許されたい」と願い出る。

八月二八日には、地頭の石川駿河直々にはほ同文の願書を藩の奉行衆宛に提出している。石川家は知行高二万一千石余りで、仙台藩家格制のなかでは最高家格の「一門」のなかでも筆頭の地位を占めた家柄である。⁽⁸⁷⁾ちなみに、当時藩の奉行衆には前出の鮎貝兵庫・片倉小十郎らが顔を揃えていた。

その後、奉行↓出入司↓郡奉行↓代官などの順に下問が行われ、同年九月には角田町の肝入・検断衆から大肝入経由で、前段の内容に付け加えて、「一〇カ年が難しいのなら従来通り三カ年間の直仕入御免を許されたい」という口上書が上がっている。また、一〇月には代官からも、「諸般の事情に鑑みて石川駿河の願い通りに処置すべきであるが、年限が長すぎるのでこれまで同様三カ年間の直仕入御免にしたら良いだろう」という口上書が出された。この角田町の直仕入年限継ぎ願いは、ivの白石町、viの亘理町と一緒に三カ年間の直仕入御免となつて決着がついた。⁽⁸⁸⁾

vi. 一八五四（嘉永七）安政元年、巨理町の直仕入年限継ぎ願89い

この年の九月、巨理郡小堤村を在所とする伊達安房の家老は、「先年巨理町の百姓・商人たちが呉服・太物・糸綿・小間物・薬種などの江戸・他領直仕入権を主人方（伊達安房）へ願90い出で、主人から藩の許可を得られて当年まで年限に直仕入が許された」、「領分は藩境の地で江戸・他領から品物が入る際の順路に当たるが、諸品を城下より仕入れるようでは南から北へ上せた物を道中駄賃などをかけて再び北から南へ持参することになり、仕入・販売価格の高値によって家中・百姓の痛みにならざるを得ない」、「一八三六（天保七）年の大凶作以後は尚更難渋しているの、来年より三カ年間の直仕入年限継ぎを是非とも許していただきたい」とい願書を藩に提出している。

九月二五日には地頭の伊達安房から藩の奉行衆宛に、「領分は江戸・他領からの順路なので家老のいう通り直仕入の年限継ぎを許されたい」とい内容の願書が出される。伊達安房は仙台藩の家臣団構成のなかでは最大規模の知行高二万四千石余りの、「一門」の家格である。90

その後は奉行衆から前記vと同じような命令系統を経て順次に下問が行われる。同年一〇月には巨理町の肝入・検断衆から大肝入を通して、「伊達安房の願91い通り巨理町の直仕入年限継ぎが許されれば諸品下直で一統の潤助になろうが、もし直仕入が止められるなら諸品高直で一統の迷惑と巨理町の衰微になってしまうだろう」との陳情も上がっている。この訴願の結果はvで述べた通りである。

vii. 一八六二（文久二）年、角田町の直仕入永統願91い

この年の六月五日、石川主馬の家老たちは「明年より直仕入の年限明けにつき、これ以後は往々共に（特に期限を設けず永統的に）直仕入を許可されたい」として、先述したvの家老願書に類似した内容のことを藩に願91い出する。また、同日には地頭の石川主馬からも片倉小十郎らの奉行衆宛に「往々共」の直仕入永統願91いが出されている。

以後、奉行↓出入司↓郡奉行↓代官↓大肝入↓肝入・検断の順に下問が行われ、さらに逆順の口上書が提出されて、奉行と出入司、出入司と郡奉行・勘定奉行との間に数度の意見交換がなされる。なかでも同年七月の大肝入意見書では「往々共の御免」が否定されて、「先年通り、年限付きの直仕入御免をお願いしたい」とあり、代官以上では大肝入の意見がそのまま採用されている。

また、閏八月七日付の郡奉行から出入司衆宛の意見書では、「石川主馬殿在所伊具郡角田町・伊達藤五郎殿在所巨理郡巨理町」というふうに関年同期に訴願を行った角田町とⅧの巨理町を一緒に取り上げて、「往々の御免は論外だが、来年より五カ年間の直仕入許可は止むを得ない」としている。さらに、同じ閏八月日付の勘定奉行から出入司への意見書には、伊具郡角田町・巨理郡巨理町・刈田郡白石町の「南御郡」三カ町を併記して、「右の地は何れも前々から郡村の者たちが諸品下値の伊達梁川・桑折などへ忍び込んで諸品を買い求めており、南御郡全体の脱金が少なくない」、「城下仕入では片道一三里余りの二重の駄賃に諸雑費が掛かるので高値を避けられない」、よって、「この度は上様によって来年より五カ年間の直仕入が再び許可された旨を奉行衆から仰せ渡された」云々とある。

ところで、この時の「南御郡」直仕入年限継ぎについて検討を命じられた「六仲間」側は同年一月の口上書において、「右の三カ町に対しては一八五一（嘉永四）年にも直仕入の差止めを申し上げて異議なく聞き届けられたが、格別の御吟味を持つてその時に限つて翌年から三カ年間の年限継ぎを許すよう御上様に命じられたことを仰せ渡され、仲間の方でもその通りに承知した」、「他領直仕入は城下大町・六仲間のみ許されたことであつて、城下の他の町方でも禁じられたことを郡村の在町に許しては御先代様の深い御思召しが台無しになる」、特に、「凶年後の大町・六仲間には表向きは賑わいそうにみえるが内実は至つて窮迫しており、上様の御用も多い時期なので、南御郡三カ町の他領直仕入を当年からは厳しく差し止めていただきたい」、なお、「南御郡からの言い分では一三里余りの往復で駄賃と逆

路の雜費などが重なって諸品高値となり、隣国からの密仕入で脱金が増えているというが、実情は全くそうではない」、「六仲間が仕入れる物は金高な木綿・呉服の他は残らず石巻穀船の戻り船へ積み入れて同所に着岸しており、殊に繰綿・古手・葉種・小間物類などの嵩高な荷物は陸送では経費が間に合わないので、塩釜に水揚げして城下までの陸駄送は五里ほどに済ましている」、しかし、「南御郡三カ町においては何の品でも陸駄送に頼るのみで海上積下しが皆無なので却って費用が掛かるとみえる」、「その上、右の三カ町は年来の直仕入商売によって十分に賑わっているが、その近郷・町場の場合は甚だ迷惑しており、自ずと心得違いの者が出て密荷取締も行き届かない状態にある」云々としつつ、藩側のどっちつかずの曖昧な姿勢を責めている。口上書の尚書きには、「直仕入年限継ぎの期間中は南御郡の藩境で収納する入仲役代を大町に分け与える約束だったが、未だに一度も実現されていない」とも書き加えている。

仲間側の異議申立てを藩に取り次ぐ立場にあった大町三四五丁目肝入只野利右衛門と、肴町検断で当時大町の検断役兼帯であった桜井門左衛門からも、同年一二月にそれぞれ口上書が提出された。⁽²²⁾そこには、「南御郡は直仕入によって年に七万両ほどの取引に七千兩ずつの利益をあげ、その分だけ大町通りは年増しに衰えている」、殊に、「近頃は上方の情勢不穩で借財の取立てが一段と厳しくなった上に、凶年以後の度重なる（藩からの）調達金命令などで大町が甚だ困窮し、休店・明家が増えて医師・諸職人が大勢移り住む状態になっている」、「郡村は根本が百姓であつて、貞山様（藩祖伊達政宗）の重き御思召しを持って御墨印まで下されて商道の掟を立てられた大町とは訳が違う」、「南御郡の直仕入こそ大町衰微の基なので、明年よりは厳しく止められたい」とある。

この直後には町奉行所の物書から肝入・検断の兩人に、「南御郡年限継ぎの願いは一応却下されたが、年来の直仕入を一挙に止められては下町・郡村の難渋になるので、格別の御吟味を持って来年より五カ年間の直仕入を許可するように上様の指示があり、すでに三カ所の地頭たちにもそのことが仰せ渡された」、よつて、「右の年限中には南御郡

より収納した入仲役代を大町に与える」という通達がなされている。

vii. 一八六二(文久二)年、亘理町の直仕入永続願⁹³い

同年六月、伊達藤五郎家の家老は当年までの直仕入年限明けについて、「折々の阿武隈川氾濫や浅瀬押上げなどによる不作と荒所の増加で知行高よりも実収が不足し、家中・百姓の窮迫のみならず主人方の蔵入収納も減って、南御郡のなかでも亘理一帯が特に衰廃している」として、「年数を定めての直仕入御免では江戸表および諸国問屋との取引も現金仕人にならざるを得ないので、この上は末永く(永遠)の直仕入御免によって仕入金の一季払い・二季払いができるようにしてあげたい」という趣旨の願書を藩に提出する。同月には地頭の伊達藤五郎からも藩の奉行衆宛に同じ内容の願書が差し出されている。

その後、藩の下間に応えた大肝入の口上書においても「末永く」の直仕入願いが踏襲されるが、閏八月の代官から郡奉行宛の書状では、「これまで通りの年限継ぎ」願いに改められている。この訴願は、以後viiの閏八月七日以降と同じような経過をたどっている。

ix. 一八六二(文久二)年、白石町の直仕入年限継ぎ願⁹⁴い

同年の三月、刈田郡白石町の小間物・葉種・太物商人たちは同町の肝入検断を通して、一八五八(安政五)年から五カ年間の直仕入許可が当年で年限切れを迎えたとして、先述ivと同様の理由を並べて、明年より一〇カ年間の直仕入年限継ぎを願⁹⁵い出る。

その後もivと全く同じような経過を経て、同年五月三日には地頭の片倉小十郎から藩の奉行職宛に、「去る一八五八(安政五)年にも年限継ぎを願⁹⁶い出て一応は願書を返却されたが、別に下された覚書によって、格別の御吟味を持つて五カ年間の直仕入が許された」、この度も「下々の願⁹⁷い通り、来年より一〇カ年間の直仕入年限継ぎを願⁹⁸いし

たい」という願書が出される。片倉小十郎はこの時期もまだ奉行職に在任中であつた。以後の経過は vii・viii と同じ。

x. 一八六七（慶応三）年、「六仲間」の「南御郡」直仕入年限継ぎ反対願⁽⁹⁵⁾

同年の十一月、「六仲間」の当番たちは連名で次のような藩への口上書をまとめてゐる。そこには、「南御郡三カ町の直仕入御免が当年で年限明けとなつたが、またもこれまでの通りの年限継ぎが願ひ出されて、当の六仲間に見出が命じられた」、「右の三カ町に限つて長年引き続いて年限継ぎが許されては、御先代様の御思召しも空しく、「御領分の商道が二手に分」かれるようなことであつて、「金銀・手形の相場などもその辺より狂ひ始めて、まるで他の御領国」のようである、「三カ町からの入荷（仲）役代を近年拙者たちの仲間の下されたことは有り難いが、明年よりは直仕入を厳しく差し止めて、御国中一体の御趣意にさせていただきたい」とある。

b. 地域の論理と「六仲間」の対抗論理

以上の i) x からは他領輸入商品の城下独占体制、すなわち「六仲間」制度に対する藩内諸地域の累積した不満が幕末段階では堰を切つたような直仕入訴願として噴出したことが窺われる。

それぞれの地域における直仕入権の訴願は、全体的にはほぼ共通した論理構造を持つようである。第一は、度重なる凶作・類焼などで村方・町方共に困窮を極めて、地域住民の生計や諸役の上納さえ難しくなつた、という地域成り立ちの論理、第二は、他領商品の城下仕入では「逆路」往復による駄賃・諸費用・問屋利潤などの負担増しから諸品の高値が避けられず、地域潤助のためには諸商品の低価直仕入が唯一の方策である、という市場経済の論理などである。

なお、「南御郡」における直仕入年限継ぎ訴願の場合は、隣領市場との価格競争や「脱金」（他領への「国富」流出）防止といった藩際的な市場競争の論理が中心を占めており、また、新規に直仕入権を願ひ出た他の地域の場合は、

「南御郡」に類似した直仕入特権の獲得が目指すべき目標となっている。

ところで、各地からの直仕入訴願はどのつまりは城下および「六仲間」制度からの離脱を目指すものであり、これらが受け入れられては「六仲間」中心の既往の流通構造が根底から覆されることになる。地域の要求を仲間側が断固拒否したのはいうまでもない。

地域からの訴願に対する「六仲間」の対抗論理には、第一として、「六仲間」制度は藩祖伊達政宗の特別な配慮や黒印状の下賜などに基づくもので、根本が百姓の郡村地域とは格付けが違う、という權威・由緒依存と城下優位の論理、第二は、度々の「貸上金」・「調達金」などを楯にした、城下御用商人保護の論理、最後に、「南御郡」の直仕入品は全てを陸送に依存して割高であり、しかも、「六仲間」制度下の領内商品輸送は「駄送の順逆の往復をもって、道中の駅々村々や郡付一体の潤い」に役立つ⁹⁶ という地域の主張を逆手に取っての「六仲間」制度の経済的効用性をめぐる論理、などが見受けられる。わけても、xでは、「六仲間」制度が全領一統の祖法であるにも拘わらず、「南御郡」の直仕入を許すことによつて「商道」(商業政策の基本)が二元化してしまつた、と藩の姿勢を痛烈に非難している。

以上のような城下「六仲間」と藩内諸地域との対立は、藩祖の權威や藩権力に支えられて行政の一部を担つて来た城下特権商人層と、実質経済的な理由に基づく地域商人との間の、商業特権の城下・「六仲間」独占か地域分与かをめぐる紛争として捉えなおすことができるであろう。真つ向から対立する両者の主張の狭間で藩も有効な調整機能を果たしたようにはみえない。仙台藩は新規の訴願はなるべく退けて「南御郡」にだけ年限継ぎの直仕入特権を許し、代わりにそこから得た役銭収入を城下大町・「六仲間」に分け与えて、特権侵害による損失の一部を金額で補わせようとしたのである。

c. 「南御郡」特權継続の背景

「六仲間」の猛烈な反対があつたにも拘わらず、しかも「六仲間」制度を軸にした城下集中の商品流通政策にそれほど執着しながら、なぜ仙台藩は「南御郡」の直仕入権を継続的に許したのだろうか。これには次のような幾つかの要因が考えられる。

第一は市場経済的要因である。まず、「南御郡」からの主張によると、この一帯の在方市場は常に隣領市場との競争関係におかれて、城下からの高値仕入では城内消費の大部分を隣領に吸い取られる恐れがあつたということになる。これは相馬・伊達・柳川辺が江戸・関東経済圏との直取引によって「六仲間」制度下の仙台領内に比して相対的な商品の低価格地帯を形成したろうことを考えると、十分に領ける話でもある。仙台藩が流通政策の基本方針を一部退けてまで「南御郡」の直仕入を継続的に許可した背景には、右のような隣領との市場間競争と「国富」流出の恐れを現実問題として認めざるを得なかつたところに一因があるのである。藩としても地域からの正当な申し立てをむやみに抑え付けることはできなかつたのであろう。

ところが、審議過程を細かくみて行くと、藩の中枢部では「南御郡」の論理に領くばかりでなく、「六仲間」からの「南御郡」直仕入差止め主張にもそれ相応の理解を示しており、「南御郡」の直仕入権確保には市場経済的要因だけでは説明しきれない部分がありそうである。

第二としては、藩と大身給人の關係といった領主的要因が挙げられる。旧「仙台市史」本篇1では、「南御郡の白石・角田・亶理の各町に対する直仕入御免にしても、単にこれらの町々の商人たちのみの力によってこれが可能となつたのではなかつた。これらの直仕入御免が夫々の地頭たる片倉・石川・伊達の諸氏によって出願せられたこと、更に、この三氏が仙台藩における最も有力な地頭であることを併せ考えるならば、南御郡の直仕入ということ自体が、

仙台下の独占を小規模にした独占に他ならぬことを知るのである」として、⁽⁹⁷⁾仙台藩における地方知行制下の大身給人層の在地支配権や藩との関係を考える際にたいへん興味深い主張がなされている。

たしかに伊具郡角田町の石川家、亙理郡亙理町の伊達家、刈田郡白石町の片倉家などは仙台藩の家臣団構成の最上層を占める一門・一家の面々で、こうした有力地頭たちの財政維持のために藩としても一定の政策的配慮を余儀なくされ、城下町と同質の、それをより小規模にした商業特権を認めたとしても不思議ではない。特に、複数の地頭からの足並みを揃えた同時期の訴願行為というのは、有力地頭らの地域連合が藩当局に対して集団的に圧力を掛けていたようにもみえる。ただ、仙台藩の有力地頭は「南御郡」だけに偏在するのではなく一門の歴々が各地に散らばっており、「南御郡」の直仕入権を地方知行制下の領主権の論理で説明するには自ずと限界がある。

第三は、以上二つの要因をふまえての藩主の決断という側面である。前項の vii・ix には、一八五一（嘉永四）年、一八五八（安政五）年、一八六二（文久二）年における「南御郡」からの直仕入訴願に対して藩側の最終的な決定が示されている。何れの場合も正規の審議過程では城下「六仲間」の反対意見を取り入れて「南御郡」の訴願が一度は却下される。しかし、直後の藩主の命令によってこの結果は覆され、年限継ぎ許可という正反対の決定が打ち出された。

「南御郡」への継続的な直仕入許可は、政策執行の一貫性を保とうとする藩僚たちの職権範囲を乗り越えて、領国の最高経営者である藩主の政治的決断に基づいてなされたものではなからうか。もともと、これは表面だけのことで、「六仲間」や城下商人たちの反発を恐れた藩僚たちが藩主をそそのかして審議結果とは裏腹の決定を導き出したというのが実情なのかも知れない。何れにせよ、「南御郡」特権継続の背景には市場経済的要因と領主的要因が重層的に絡み合っており、最終的には、政策に基づいた判断ではなく、藩主の決断を仰ぐ形で政治的に決着つけられたのは明らかである。また、それが「六仲間」制度を軸とする既往の城下集中の流通政策を権力自らが突き崩す行為であるこ

とはいうまでもない。⁹⁸⁾

d. 直仕入訴願と仙台藩官僚制

各地からの訴願とこれに対する藩の対応は、仙台藩の地方支配機構と命令系統に則つて順次的に行なわれている。次は給人知行地における意見上申・命令下達の回路を概念的に記したもので、代官支配地であるiiの石巻の場合も地頭・家中から反中央へ直接繋がる上申回路を除けばほぼ同様の過程をたどつたとみえる。

下々の嘆願（以下は訴願）↓肝入・検断↓家中↓地頭↓奉行（以下は調査命令）↓出入司↓郡奉行↓代官↓大肝入↓肝入・検断（以下は事情報告・意見書）↓大肝入↓代官↓郡奉行↓出入司↓奉行（以下は意見調整）↓出入司↓郡奉行・勘定奉行↓出入司（以下は「六仲間」への意見提出命令）↓町奉行↓大町検断↓「六仲間」（以下は意見書）↓大町検断↓町奉行↓出入司↓奉行↓藩主（決定）

iiのなかの代官引継願書においては、下々からの直仕入・小売り願いに対して、代官は地域引立てのために「卸売り御免」が不可欠だとして、村方よりも一歩進んだ積極的姿勢を示している。支配地住民の相続保証を肝要とする代官の役儀からすると、時には城下町が独占する直仕入・卸売り権の分与というような既往の藩政に矛盾する主張もあえて行わねばならなかつたのであろう。代官は給人知行地における地頭・家中と同じように支配地住民を代弁して利益誘導の役割を果たそうとしており、藩の方でもそれを当然のことと認めたのである。

ところで、代官がその際の主張の拠り所として城下大町と石巻を藩祖の恩恵を被つた同格の町と申し立て、また「六仲間」が、城下は石巻より「順路」がよくないために藩祖の恩情によつて特別な「掟」すなわち「六仲間」制度が設けられたと答えるところは、注目に値する。話がややずれるが、仙台藩の藩政初期以来の並外れた大町および城下町重視策はあるいは一六二〇年代の石巻開港と深く関わり、その余波を最小限に喰い止めるための政策的措置では

なかったらどうか。交通の便に恵まれない城下町仙台にしては、もし自然の成り行きに任せたなら領内随一の港湾都市で河運・海運の要衝でもある石巻に次第に経済的優位の座を譲らざるを得なかったであろう。

最後に、幾つかの事例からは訴訟の当事者である地頭が藩の要職を歴任するケースが目立つ。iの鮎貝兵庫は嘉永当時の奉行職で、iiiの古内弘見は郡奉行、iv・ixの片倉小十郎も奉行職を務めている。これは地方知行制と藩官僚制の重複現象を示すもので、仮にこうした地頭兼高級官僚を「地頭官僚」と称しておこう。

地方知行制は藩中央の圧倒的優位を前提にしての給人分権体制ともいえる。しかし、有力地頭らが藩官僚制の中枢に布陣することによって、「地頭官僚」は地域利益の代弁者でありながら藩政の執行者としての両面性を持つことになる。もつとも、現実において「地頭官僚」からの願書は他の同役中に提出されて、訴訟主と担当官僚が重なることだけはさすが回避されている。しかし、他の同役中といっても「地頭官僚」であることに変わりはなく、案件によってはお互いに持ちつ持たれつとの関係も予想される。

直仕入訴訟のように藩政の方針と支配地の利益が鋭くぶつかり合った場合、訴訟主の「地頭官僚」は藩の政策決定過程に全く無関係でいられたのだろうか。今のところ証拠は何も得られていないが、前項で述べた三つの要因に加えて、「南御郡」の特権継続には有力な現職「地頭官僚」の存在も隠されたもう一つの要因ではなかったかと考えられる。

e. 葉種仲間の席順一件

すでに天明期仙台藩の和葉専売政策の項において述べたように、「六仲間」が成立した後も個別の商人仲間は専売制に基づく藩の特権侵害の企てを巧妙に斥けて藩政への協力よりも自己の集団利益を優先させており、商人仲間としての自律性を温存していた。ここでは再び葉種仲間を取り上げて、幕末における個別の仲間と藩の関係について探っ

てみたい。

一八六四（元治元）年一〇月、仙台藩は大町検断青山五左衛門を通して、桜井伊助の仲間席順を以前のごとく小西利右衛門の次席にするよう薬種仲間⁽⁹⁹⁾に命令を下す。これに対して翌月の薬種仲間願書には、「大町二丁目の桜井伊助は一七五九（宝暦九）年薬種仲間に入り、天明年中に仲間を退いて、一八一九（文政二）年に新たに加入した者である」、「休止中の数十か年にわたって公辺向きの諸御用・諸失費などから除かれた者をその間の加入者を飛び越えてもとの席順に入れては、薬種仲間に限らず六仲間一体の旧格が崩れ⁽¹⁰⁰⁾ることになる」、「往古よりの仲間議定・掟に従って伊助の席順は再加入時の席にさせていただきたい」とある。

同月中に藩は、「仲間の掟は御上様にて構うことではない⁽¹⁰¹⁾」が、「仲間一統が吟味を尽くして桜井伊助を相当の席に据え、当人からの不服が出ないように⁽¹⁰²⁾」することを命じる。同年一二月、仲間は前回同様に「これまでの仕来り通り、大和屋久兵衛の次席にする他ない」と返答する⁽¹⁰³⁾。この当時の薬種仲間は総員五七名で、藩の意向は桜井伊助を小西利右衛門の次の五番席に入れることであり、薬種仲間は仲間議定の通り当人を大和屋久兵衛の次の一五番席に入れようとしたのである。

薬種仲間の席順とは仲間入りの順序によって決まり、「積金」（積立金）の多寡に基づいた仲間中の象徴的地位を示すに過ぎず、実際の営業規模とか権限の違いを意味するものではない。仲間席順については、一七七五（安永四）年九月の「休札」規定のなかに、「不如意につき休店の際は、何時でも再開店の時に祝儀金として金一両を納めて、星久四郎の次席で古来通りの席順を持って仲間に入る⁽¹⁰⁴⁾」ことが認められている。しかし、席順一件が発生する直前の一八六四（元治元）年八月の「順席吟味之事」には、「仲間席順は往古より仲間入りの新古を持って定める掟である」、「事情あって元の仲間の席順を退き、追って加入し新しい席に入って席進みを望む際には、自分より上席の人に熟談

して席順を譲り請けることは仲間相談の上認められる」、その節は「もとの席順の次席から六座目よりの譲り替えを許して、仲間相談の上に積金を取り立てる」、ただ、「もとの居屋敷を売り払った者や前席よりも上席を望む者に譲り替えてはならない」と定められている。⁽¹⁰⁴⁾なぜこの時点で再加入時の席順規定が事細かに設けられたのだろうか。一件との関わりも予想されるが詳細はわからない。

しかし、その後の経過は葉種仲間の期待を裏切るような展開をみせている。関連史料には、一番席順の星久四郎が仲間中の合意を得ないまま桜井伊助を自分より上席、すなわち、仲間のなかの最高席順に入れることを藩に願ひ出て、藩より、伊助を「御扶持人並」の格をもって久四郎の上席に据えることが言い渡される。⁽¹⁰⁵⁾

翌一八六五(元治二)年四月のものと推定される仲間願書には、「葉種仲間のみならず他の五仲間の内にも御扶持人並や身分付の者が大勢いるのに、当仲間に限って古株の者より上席を命じられては自分掟とはいえ六仲間一体の御格が崩」れてしまう、として藩の命令に不服する姿勢を現している。⁽¹⁰⁷⁾さらに同月中には、二番席順の池田勘兵衛、四番の小西利右衛門、八番の佐藤栄治、九番の小谷新右衛門の四人が、「この度、仲間掟を遵守する決議を行ったことは家族にも洩らしてはならない」という趣旨の神文誓紙を取り交わして、直後には三番席順の日野屋仁兵衛もこれに加わる。⁽¹⁰⁸⁾

いよいよ同年五月になると、葉種仲間を代表して当時の仲間当番二人と城下の中通り(大町・国分町・南町)、南方(河原町)、北方(二日町)の仲間総代たちが連名して、「元来商人のことは商売に携わる間は身分付に拘わらず仲間入りの新古によって席順を決める」ことになっている。にも拘わらず「身分付をもって商道を取り行つては六仲間に限らず城下の全ての商人仲間に類響きの恐れがある」。しかも、葉種仲間のなかで「桜井伊助より上席の者には伊助の古主家に当たる者や本家同様の旧約を結んだ者」もいる。「南町の星久四郎が一介の意見を持つて伊助を上席に

入れるようお願い上げたことは全てのことを仲間打合せの上に旧規に従って定めるようになっていて仲間掟に反することである。「何卒伊助の席順は仲間掟の通りに仰せ渡されたい」という内容の総仲間願書を提出する。⁽¹¹⁾

一件関係の史料はこの辺で終わっているが、最終的には仲間側の主張が受け入れられて桜井伊助の席順は仲間の願い通りになったようである。一八六九(明治二)年一二月、薬種仲間の総代二名が藩に提出した願書には、「桜井伊助が当春に仲間当番を務めた節、市中の銭払底を補うため金五百両分の正銭を六仲間が速やかに前納するように」藩の命令が下され、その時「薬種仲間が金八〇両分の正銭を前納したところ、各々の仲間の出銭の割合を仲間中の吟味もなく伊助が自分の一存で甚だ不適切に割り当て」、その上、「仲間中より正銭一、一一一貫文を取り集めては一、〇一八貫文を上納して、残りを仲間への断りもなく自分に取り残して」流用した。かかることは「先年の仲間席順をめぐる一件で揉め合いになった際、濱口が伊助の所存通りにならなかつた」ことのしこりから生じたようである云々としながら、藩の調査を頼んでいる。⁽¹²⁾

以上のような仲間席順のことは、藩の方でも認めているように元来なら御上には御構いのない、仲間の「自分掟」(内部規定)に従うべき事柄である。にも拘らず、藩が薬種仲間の席順問題にまで干渉できたのは藩の商政・税政の一端をになう「六仲間」制度の性格に起因するのであろう。また、片方の仲間側も藩の命令から「自分掟」を守り抜くために、席順規定が薬種仲間のみならず「六仲間一体の旧格」で、もしそれが守られなかつたら「六仲間」そのものが崩れてしまうとして、同じく「六仲間」制度に頼りかかっている。

席順一件の核心は個別商人仲間の「自分掟」と「六仲間」制度の相克にあり、最終的に仲間の意志が貫かれたことは、従来から保持しつづけてきた商人仲間としての自律的側面が「六仲間」制度の固着化のなかで一定の変容を余儀なくされつつも、辛うじて命脈を維持した結果でもあると言ひ換えることができよう。

ちなみに、席順一件にみられる仲間員同士の関係には、桜井伊助側に荷担して藩の命令を受け入れようとする一団とその他の仲間員との間に大きな亀裂が生じている。¹¹²一件の背景には仲間運営の主導権をめぐる仲間員同士の争いが見え隠れしており、「六仲間」制度は個々の仲間の結束にもそれなりの影響を与えたと考えられる。

おわりに

以上、仙台藩を素材に、藩政の全時代を網羅して城下町の商業特権と藩政の関わり方について検討を進めてきた。分析の結果をまとめてみよう。

①城下町商業特権の変遷過程

これには三つの画期が認められる。第一は、寛永期における城下町商業特権の始まりについてである。藩政初期の諸藩において、独立採算的な領国経営のために城下の町々へ商業特権を付与し、城下町を中心とする領国市場の整備を推し進めることはごく一般的にみられる現象である。仙台藩ではそれが城下の有力な町々の専売特権を規定した「一町株」として現れるが、なかならず城下目抜き通りの大町には寛永年間に「六問屋」を設定して輸入四商品の流通独占権を「六問屋」にだけ許している。

第二は、「六仲間」が形成された一八世紀半ばの宝暦末年のことである。この時期には大町を経由しない密荷の増加に伴って「六問屋」体制が完全に行き詰まり、仙台藩は「六問屋」に代わって「六仲間」を中軸とする他領輸入商品の一元的な流通体制への再編を図った。「六仲間」は大町「一町株」の系譜を引く五つの商人仲間と、城下の複数

の町方に仲間加入が解放された薬種仲間の、計六つの仲間組織からなっている。つまり、宝暦末年は仙台藩における城下集中の商品流通政策が「一町株」の枠組みを維持しながらも「町」から「仲間」へと重心を異動した時期と考えられる。

第三は、「六仲間」制度が確立された文化期のことである。近世後期の「六仲間」制度は密荷の継続的な氾濫状況のなかで間断なく揺れ動いた。一八一〇年代には藩の行政機構と「六仲間」の連携に基づいて密荷取締のための周知な制度的装置が出来上がり、「六仲間」はかかる制度強化の過程に積極的に負担することによって、ほぼ全ての輸入商品に対する総体的な取締権を自己の正式業務として確定づけることができたのである。

②城下町の商業特権と密荷取締・仲役

寛永期の大町「六問屋」成立から幕末維新期に至るまで、「六問屋」ないし「六仲間」による他領輸入商品の流通独占、藩と特権商人の連携による密荷取締、その上で試みられる仲役増徴策のこの三者の結合関係は強固に維持しつづけられて、仙台藩における城下集中の商品流通政策の核心をなすようになる。

仲役は寛永期には大町商人側の自発的上納から始まったが、一八世紀初頭の宝永頃には他領輸入商品の領内流通に課される固定的な商品流通税へと性格を変え、その後は仙台藩における商業取引税の総称として用いられて、仲役銭の増徴が藩政後期における仙台藩商業政策の最重要課題となっていく。

また、仲役の脱税を防ぐための密荷取締は、宝永頃までは境目番所の下級役人の行政役務に属する事柄であったが、享保期の薬種仲間の事例によると、民間の商人仲間が藩の許可を得て「御仲末書」・「荷物印符」などの仲役賦課業務を担い、藩の行政の一端を肩代わりしている。宝暦末年の「六仲間」成立以後は藩主導の密荷取締とそれに付随する形での「六仲間」の取締人派遣がみられて、さらに、「六仲間」制度が確立された文化期に入っては「六仲間」主

導の密荷取締にはほ完全に移行している。「六仲間」にとつての密荷取締は単なる藩の行政業務の請負に留まらず、自己存続のためにも積極的な取り組みを余儀なくされることだったのである。

③ 「六仲間」制度と傘下商人仲間の在り方

「六仲間」は個々の商人仲間同士の日常経営上の交流・連携に基づいた下からの結合体ではなくて、藩によって上から設定された制度的な存在である。「六仲間」制度は、他領輸入商品に対する藩ないし城下町専売制の様相を呈し、「六仲間」自体は専売制の実務機構として藩の商政・税制の一部を担ったといえる。仙台藩と「六仲間」の間を媒介するのは仲役であり、宝暦末年の制度化以後は密荷を取り締まって仲役を確実に賦課することが「六仲間」の核心的な業務となつてくる。

なお、他領輸入商品をめぐる「六仲間」の商業特権は公務代行の褒賞としての性格を持ち、通常の株仲間のような冥加金・運上金の上納とその見返りとしての株数公認・特権保証といった形の対領主関係はそこには見当たらない。宝暦末年に「六仲間」制度が成立した後、それぞれの仲間が門戸を開放して人数に制限を設けない不定株制への転換を遂げたことも右のような「六仲間」の性格に起因するのである。

ところで、「六仲間」制度下の個々の商人仲間と藩との関係においては、天明期における葉種仲間の事例にみられるごとく、仲間は国産専売制のなかでも自己の集団利益を保持するために藩側の政策的な特権侵害の企てを巧妙に排除して、仲間中心の領内商人資本再編成を主体的に演じようとしており、その面で商人仲間としての自律性を温存することができた。また、幕末の席順一件においては、葉種仲間の「自分掟」と「六仲間」制度が鋭く対立しあつており、結果的に仲間側の意志が貫かれることによつて、従来からの自律性が「六仲間」制度の固着化のなかで一定の変容を余儀なくされつつも辛うじて命脈を維持できたと考えられる。つまり、「六仲間」制度下の個別商人仲間には制

度に包摂される側面と商人仲間固有の独立した利益集団としての性格が常に併存していたのである。

④ 城下と在方、「六仲間」制度と在方商人

「六仲間」の成立とその制度的確立の結果、仙台藩ではほぼ全ての他領輸入商品を城下の「六仲間」が集荷し、仲役の課税を経て「南北在々」の各消費地に転売することが原則となつて、城下町商業の優位性が藩権力によって強制的に維持された。

しかしながら、自然な経済現象としての領内在方市場の発達を人為的・制度的に抑制するこうした不合理な流通制度は、藩中央地域を除いては一向に貫徹しなかつた。近世後期には藩当局の政策方針とは裏腹に、「六仲間」制度から離れて独自の地域市場圏の形成を目指す動きが領内の南部・北部など一藩経済圏の外郭地域において活性化していた。幕末には商業特権の確保や商業利潤の地域内留保などを目指しての、「藩内地域主義」ともいえるような集団的な訴願行為が南北の各地からひっきりなしに現れる。

なかでも南部の「南御郡」一帯には幕末段階で他領商品の直仕入特権が継続的に認められる。その背景には江戸・関東市場と近い故の市場経済的要因と地方知行制に基づく領主（給人）的要因が重層的に絡み合っているが、最終的には政策に基づく判断ではなく藩主の決断を仰ぐ形で政治的に特権が付与された。なお、「南御郡」を支配する有力地頭らが藩官僚制の中枢部に布陣することによって、彼ら「地頭官僚」が地域利益の代弁者かつ藩政の執行者としての両面性を持ったことも、「南御郡」直仕入権獲得の隠されたもう一つの背景になつたと考えられる。

⑤ 専制的藩権力の商業政策と朝鮮

「六仲間」制度を揺さぶりつづける密荷の横行とは、在方商業の活況と背中合わせの関係にある。仙台藩が大町および城下町一辺倒の商業政策に拘つて片方の在方商業を半ば放棄する姿勢を取ることは、民間経済をひっくりかえ

の「国富」の増進よりも領主財政優先の政策方針が露骨に現れている。まさに、市場経済の波状的発達と自由な商品流通を待ち望む社会的要求を全く認めようとしないう、専制的藩権力がなす商業政策の一典型がここにはみてとれるのである。かようなことは、はたして中期以後の近世社会では異端的なものだろうか。

最後に、以上のことをこの度の共同研究の論点に結び付けたらどうなるだろうか。牽強附会の説かも知れないが、須川英徳報告にみられるような王室財政と王都の臣民だけを眼中に収めた朝鮮王朝の商業政策は、仙台藩における領主財政優先の、商業特権の城下町独占と地方の強制的排除の構図と規模は違うものの驚くほど似通っているといえないだろうか。さらに、市場動向に無頓着で財政維持のみを政策目標とする政權に市場を統制できる行政力量は期待できず、特定の商人や商人組織の有する市場支配力に依存して政策を執行せざるを得ないという点においても、朝鮮の市塵(六矣塵)の禁乱塵権と「六仲間」の密荷取締権は酷似している。

註

(1) この研究に関連する筆者自身の先行作業としては、拙稿

「仙台城下における株仲間の成立」(『歴史』七七、一九九一年)、同「仙台城下商人仲間の成立」(渡辺信夫編

『近世日本の都市と交通』、河出書房新社、一九九二年)、

同「仙台藩の流通政策と地域経済圏」(渡辺信夫編『近

世日本の生活文化と地域社会』、河出書房新社、一九九

五年)、同「国産専売政策と商人仲間」(『日本歴史研究』

一一二、二〇〇〇年、ソウル・ハンゲル文)、「仙台市史

近世二」(近日刊行)の第四章一節・二節などがある。

(2) 旧「仙台市史」9 (仙台市史編纂委員会、一九五三年)の五三六。以下では「旧「市史」9」と略して史料番号をしるす。

(3) 旧「市史」9の五六七・五七八。

(4) 旧「市史」9の五二六。

(5) 「町人」と「商人」の区別、初期における「問屋」の性

格などについては、塚田孝「身分制の構造」(岩波講座日本通史に) 近世2、一九九四年)、杉森玲子「6章 近世の町と商人」(新体系日本史6 都市社会史、山川出版社、二〇〇一年)などを参照されたい。

- (6) 東北大学付属図書館蔵(小谷文書) 一—三三五—。旧「市史」9の六〇四頁と「宮城縣史」二卷三〇四頁は何れもこの史料の引用である。

(小谷文書)は仙台城下の小谷新右衛門家に相伝した城下葉種仲間関係の史料群である。小谷新右衛門家とは近江日野を出自とする小谷庄三郎家の分家で、一八一二(文化九)年仙台城下の国分町に店舗を開いて葉種・瀬戸物などを商った(「近江日野町志」の「中」巻の第九篇二三章)。この小谷家がちょうど幕末維新期に葉種仲間の大当番を務めたことよって、仲間関係の史料群が小谷家に伝来するようになったのである。

宮城県立図書館に「小谷文書(仙台葉種仲間記録)目録」(KM672. 1/コ1)あり。以下では「小谷」と略して、史料番号をしるす。

- (7) 旧「市史」9の六三三。

(8) 渡辺浩一「近世城下町における町と仲間—仙台を事例として—」(都市史研究会編「年報都市史研究2 城下町

の類型」、山川出版社、一九九四年)。いっぽう、吉田伸之は旧「市史」9の五二三を分析して、史料中の「田中惣七」が商人司ではないかと推定している(吉田伸之「元和六年「関東棚売商人共願状」について」、「仙台市史のしおり」一七、一九九七年)。

仙台城下の商人司については今後のさらなる研究を待たなければならないであろう。

- (9) 旧「市史9」の五三一。

- (10) 例えば、前掲の小谷一—三三五—。

- (11) 旧「市史」9の五六七。

(12) 前掲した旧「市史」9の五二六の政宗黒印状写は、もとの所持者である大町検断青山五左衛門が藩に提出して「政宗君治家記録引証記」に写し取られたものである。その後青山家に返されたのかも知れないが、引証記の作成が元禄初年なので本文の記述通りに推測して差し支えないと思う。

(13) 久保田では、大町三丁・茶町三丁などのように土崎湊城から久保田城下に移転された由緒ある町方に、伝馬役勤仕などの町役負担の代償として藩政初頭から「町家督」権を認めている。家督商品は例えば大町三丁が絹・木

綿・布・麻糸・古手・小間物・茶・紙・綿などで、仙台

城下の大町と品目がほぼ重なっている。

また、一七世紀後半以後、領内要所の小城下町や街道沿いの在町がそれぞれの地域経済の中心地に浮上し、家督侵害・家督破りが城下町商業に打撃を与えつづけたことも、本文で後述する仙台藩の場合と酷似している。

「町家督」については、「秋田県史」第二巻近世編上(一九六四年)、「秋田県の歴史」(山川出版社、二〇〇一年)の「6章 都市のにぎわい」を参考。

(14) 仙台藩の並外れた大町重視策は、一六二〇年代の石巻開港とそれに伴う城下町の経済的危機の問題に関わるのではないかと考えられる。この点については後ほど詳述したい。

(15) 現に一七世紀半ば以後は、「奥」商人の関東・上方からの直任入、大町以外の城下の町方からの問屋営業権の許可願い、他領商人の城下・在方における気ままな商取引など、大町の権限を脅かす事態がひっきりなしに発生する。藩当局はその都度統制に乗り出して、一六八八(貞享五)年には「先代の旧例」を引きつつ「六問屋」の権限と他領商人の「問屋付」を再度確認している。しかしながら、その後も事態はいつこうに改善されず、大町はじめ城下商人の経営はますます不振に陥ったといわれる。

以上は宝永の大町願書(旧「市史」9の五三六)の後略部から。旧「市史」9の五七八にも関連記事あり。

(16) 前掲の小谷一一三三五―一。

(17) 本文における仙台商人の下り荷物輸送と藩の石巻穀船との関係は、渡辺英夫「常陸国潮来經由仙台北向け荷物の海上輸送について」(『東北近世史』第一七号、一九九二年)、同「一八世紀初頭の東廻り海運と遠隔地商業の展開―潮来「関戸家文書」の分析から―」(『常総の歴史』二五号、二〇〇〇年)を参照。

両方とも関連史料は、「潮来町史料」近世編(茨城県・潮来町史編纂委員会編、一九九四年)一七五―一八八頁の「関戸家名相統物語」第二巻を使用。ちなみに、渡辺英夫氏は上記の研究で元禄・宝永期における東廻り海運の性格変化の問題に主眼をおいている。

(18) 前掲の拙稿「仙台城下における株仲間の成立」、同「仙台城下商人仲間の成立」。

(19) 大石学「享保改革の地域政策」の「第三編第四章 享保改革期の薬草政策」(吉川弘文館、一九九六年)を参照。
 (20) 林玲子「日本の近世 5 商人の活動」(中央公論社、一九九二年)。同「国産化の条件」(『岩波講座日本通史』第一巻近世4、岩波書店、一九九五年)など。

(21) 仙台城下南町居住の堺屋庄左衛門家（一八〇〇年以後は藩の許可をえて「田丸」姓を名乗る）は、近世初期のある時点で藩から一代限りで城下移入の繰綿荷物一駄につき銀四匁を取り立てる権限を与えられたが、その子孫の代からは「繰綿問屋役」を許されて他領輸入荷物から徴収した役銭のうち毎年錢百貫文ほどの運上金を藩に上納し、その残りを自ら取得したといわれる（以上は、旧「市史」9の五六七）。

この堺屋を繰綿仲間の一員と見なして、繰綿仲間の南町居住説を唱える向きもある（田丸辻郎「戦国武将岩村城主田丸直昌と北畠・田丸氏の歴史」、岩村町教育委員会、一九九六年）。しかし、この際の「繰綿問屋役」とはあくまで先祖の勲功によつて認められた他領輸入の繰綿荷物に対する役銭取得権にすぎず、堺屋が他の仲間員と同じように領内外の繰綿流通にからんで実際の問屋経営を行ったわけではない。

- (22) 小谷八―一―三。同一―八二に写本あり。
- (23) 小谷一―八二。
- (24) 小谷一―八二。
- (25) 小谷七―二―一。同一―八二に写本。
- (26) 前掲の小谷一―三三―五―一。

(27) 小谷七―四―三。同一―八二に写本。

(28) 参考までに、幕末の記録では仙台城下近在の七北田・原町・五軒茶屋・案内・八幡町・中田の六カ所に「御仲下改所」がおかれていた（仙台市博物館蔵「中井家マイクロフィルム」NOTES）。

(29) 仲間側の願書は小谷六―一。

(30) 小谷七―六―五。同一―八二に写本。

(31) 小谷一―七七。

(32) 例えば、一七二五（享保一〇）年九月の改定によつて、領内産和薬の他領出しや他領からの輸入薬種には買金一両につき銀目六分ずつを口銭として売主から取立てることになっている。史料は小谷一―七八の一七二四（宝暦九）年七月「仲間定書」。同七―一―二に同年六月日付の下書あり。

(33) 小谷一―八二。

(34) 小谷一―一の一六六七（寛文七）年「薬種定帳」。小谷一―七八、同七―一―二にも写本あり。

(35) 旧「市史」9の六一三。旧「仙台市史」1本篇1（仙台市史編纂委員会、一九五四年、以下では「旧「市史」1」と略記する）の二八四頁では、「一八カ町」が仙台城下における「町列」順の一八の町であろうと推測している。

(36) 小谷一七七。同一七九に写本あり。

(37) 小谷一七七。同一七九に写本あり。

小西利兵衛編「仙台昔話電狸翁夜話(復刻版)」(一九〇年、今野印刷株式会社)の伊勢民夫氏解説四〇五頁には、「小西家の祖先は伊藤彦六芳信という鎊職人であったが、正徳年中に初代利兵衛にあたる人が、大阪を本拠とする小西長左衛門仙台店に奉公し、後にその経営手腕・能力をかわれて、のれん分けをしてもらい、小西の呼称が許されて分家したほどの人物」だったとしており、仙台城下小西屋の本家はたぶん大坂の道修町にあったと思われる。

なお、江戸本町の小西屋長左衛門店は二七二二(享保七)年の江戸会所設立に関わった本町薬種問屋二五軒のなかの一軒でもある(小谷一八二)。つまり、江戸会所の商人といっても一枚岩ではあらず、なかには地方市場での私的な商権をひそかに維持して会所の権限と競合する者もいたのである。

(38) 小谷一七七。

(39) 小谷一七七。同一七九、同一七九に写本あり。

(40) 小谷一七七。小西屋利右衛門は、時期は不確かであるがその後薬種仲間に加わっており、本文で後述する幕末

の仲間席順では総員数五一名の内の第四番席順に入っている(小谷一〇一一一)。

(41) 小谷七六一六。

(42) 旧「市史」9の五二四。

(43) 前掲の小谷一一(二六六七(寛文七)年「薬種定帳」)。

(44) 本文でいう「国富」とは民間経済までを視野に入れた概念であり、中期以降の近世社会において、藩経済を充実させるための経済政策思想として現れる「国益」思想とは性格が違ふ。

「国益」思想については、藤田貞一郎「近世経済思想の研究―「国益」思想と幕藩体制―」(吉川弘文館、一九六六年)、同「国益思想の系譜と展開」(清文堂、一九九八年)、正田健一郎「日本の経済政策思想」(「社会経済史学の課題と展望」、有斐閣、一九九二年)などを参照。

(45) 本文中の「1. 宝暦末年の「六仲間」の詳しい内容は「仙台市史 通史編4近世2」(仙台市史編さん委員会、二〇〇三年三月刊行予定)を参考されたい。

(46) 呉服仲間加入証文は、旧「市史」9の五四八。

(47) 本文の①において「御触」の対象が「他国者」に限定されたのは、初期以来の度重なる規制によって城下定住の商人には大町出店・仲間加入・仲役賦課の義務づけが一

応達成されたという判断があったからであろう。

(48) 小谷一七九。同一七一(二七七)——にも同文あり。

(49) 小谷一七二。

(50) 旧『市史』9の五六二。

(51) 旧『市史』9の五六一。

(52) 旧『市史』9の五六七。

(53) 小谷一六三。

(54) 旧『市史』9の五九七。

(55) 一八二七(文政一〇)年九月には、領内産の笹布一万五

千枚の漉出・他領輸出の権利を一五貫文の運上金上納で
請け負いたいと願書が薬種仲間から藩の国産会所に提

出される(小谷一二七、同一二八)。また、幕末維

新时期にも領内産物の他領出しを運上金上納で「六仲間」

が請け負う内容の史料が散見される(小谷六一三など)。

しかし、これらは特産品の輸出をめぐることであつて、

「六仲間」経営の土台をなす他領輸入商品の直仕入と領

内販売に冥加金・運上金が課された形跡は認められない。

(56) 薬種仲間の人数は、一七六〇(宝暦一〇)年が二名

(小谷二七一(二七七)——一〇)、一七八七(天明七)年

が九名(小谷六一五)、一八二二(文政五)年が二二名

(小谷一七四)、一八三三(文政六)年が一八名(小谷

一一七四)、一八三三(天保四)年が二名(小谷一

三六)、一八四〇(天保一)年が二六名(小谷一一

三)というふうに、期的なばらつきがみえるも漸増傾

向をたどり、幕末の元治・慶応年間には五七名に膨れあ

がっている(小谷一〇一一、同一〇一一九)。

(57) 渡辺信夫「東廻海運の廻船機構について」(『山形史学研

究』第一三・一四合併号、一九七八年二月)。なお、こ

の論文では住吉講による奥積荷物の買い継ぎ独占は、仙

台城下四仲間の共同仕入と石巻穀船による下り荷物輸送

が一体化して初めて強化される仕組みであつたとして、

江戸十組問屋・大坂二十四組問屋の定積船である菱垣廻

船との類似性も指摘されている。

(58) 渡辺信夫「東廻海運と石巻」(『日本近世交通史研究』、

吉川弘文館、一九七九年)。

(59) 以下、本文の記述は前掲の拙稿「国産専売政策と商人仲

間」の要約である。

(60) もっとも、「六仲間」は他領輸入商品の流通独占に経営

の基盤をおいており、従つて、本文で取り上げた領内産

和薬の専売政策は「六仲間」とは関わりのない別の問題

として捉えることもできる。この点に関する整合的認識

は今後の課題とさせていただきます。

- (61) 以上は、小谷一―六三。
- (62) 小谷一―六三。
- (63) 小谷一―六三。
- (64) 小谷一―二八。
- (65) 旧『市史』9の六五五。
- (66) 小谷一―六三。
- (67) 小谷一―六三。
- (68) 「船脚」とは船の安定性をよくするために船底に積む「船足積」のことで、仙台藩が「船脚」荷物の搬入を認めたのは零細な船頭・水主層の生計補助のためである。一七二二(正徳二)年に一〇品、一七七二(明和九)年には右に加えて一七品、さらに寛政年間には五品が加わって、計三三品が「船脚」荷物として搬入が許された。関連史料は小谷二七。前掲の拙稿「仙台藩の流通政策と地域経済圏」に詳細な内容紹介あり。
- (69) 小谷四―八。
- (70) 本文の記述は、小谷一―六三のなかの一八二五(文化一二年)十一月の藩触、一八一六年正月の「六仲間」願書、同年二月の藩から「六仲間」への通知などをまとめたものである。
- (71) 願書の差出人は木綿仲間を除いた五仲間の当番となつて
- いる。また一八二五(文化一二年)年七月と同年一二月には、別系統の輸送体制を取っていた呉服・木綿の両仲間を除いて、練綿・小間物・薬種・古手の四仲間当番から「四仲間荷宿」の仲間相対での設置を願ひ出る願書が提出されている。史料は何れも小谷一―六三。
- (72) 小谷一―六三。
- (73) 小谷一―六三。
- (74) 小谷一―六三。
- (75) 以下、「1. 領内市場の動向」については、前掲の拙稿「仙台藩の流通政策と地域経済圏」が詳しい。
- (76) 旧『市史』9の六〇六。
- (77) 「仙台藩歴史事典」(仙台郷土研究会、二〇〇二年)三一頁・三七頁。仙台藩では家臣団の由緒・身分などによって、全ての家臣を一門・一家・準一家・一族等々に分けていた。「一家」とは、伊達家から早くに分かれた分家や古くから有力家臣であつた家柄に与えられた家格である(「仙台藩歴史事典」三〇頁)。
- (78) 小谷二―一・二。
- (79) 仙台市博物館蔵「三原良吉コレクション」一三―九七。この史料は旧『市史』9の六〇六にも所収されている。
- (80) 前掲の「仙台藩歴史事典」三三頁・三七頁。

(81) 「着座」は、侍衆のなかで正月の儀式などで着座して藩主に挨拶のできる家臣の位である。比較的低い知行高であった者が要職に登用された後に列せられることが多かった(前掲の「仙台藩歴史事典」三〇頁)。古内弘見の正式の家格は「式番座永代着座」である。

(82) 小谷一一六七。

(83) 「仙台市史 通史編3 近世1」(仙台市史編さん委員会、二〇〇一年)の一六三頁。

(84) 前掲の「仙台藩歴史事典」三二頁・三七頁。

(85) 小谷一一六七。

(86) 小谷一一六七。

(87) 前掲の「仙台藩歴史事典」三二頁・三七頁。「一門」は戦国大名の由緒を持つ者ないし藩主の親族が列せられる家格で、藩主の幼少時には後見の地位に就くことはあったが原則として藩政に直接関与する役職に就くことはなかった(「仙台藩歴史事典」三〇頁)。

(88) 小谷一一六七。

(89) 小谷一一六七。

(90) 前掲の「仙台藩歴史事典」三七頁。

(91) 小谷一一六七。

(92) 小谷一一六七。只野利右衛門の口上書は旧「市史」9の

六一五にも所収。なお、「六仲間」関係の行政業務はかねてより大町検断青山家の専担であったが、当時何らかの理由で青山五左衛門が「沙汰中」の身となり、肴町検断の桜井門左衛門が大町検断を兼帯していた。

(93) 小谷一一六七。

(94) 小谷一一六七。

(95) 小谷六一二〇。この史料は多数の墨消し・貼り紙・赤字などから、「六仲間」内部の意見調整の過程のなかで作成された口上書の案文とみえる。

(96) 小谷四一八のなかの一八五四(安政元年「六仲間」願書、小谷六一二〇の一八六七(慶応三年一月「六仲間」願書)。

(97) 旧「市史」1の二五五頁。

(98) 渡辺信夫は、阿武隈川が幕府の御城米や仙台湾・米沢藩などの諸藩の年貢米の輸送路であったことが商品輸送を目的とする廻船の統制を困難にした、と主張している(渡辺信夫「交通史上の岩沼地方」、『阿武隈川水運史研究』、一九九三年)。「南御郡」の「六仲間」制度からの離脱を交通史の側面で説明できる重要な指摘と思われるが、本文では行論の都合で取り上げることができなかった。

なお、筆者はかつて市場経済的要因を中心に「南御郡」直仕入権の継統問題を解明しようとしたことがあるが(前掲の拙稿「仙台湾の流通政策と地域経済圏」、ここではその後の史料調査に基づいて以前の見解を一部修正したことをお断りしておきたい。

(99) 小谷一〇一―一。

(100) 小谷一〇一―六。同一〇一―七は下書きのようである。

(101) 小谷一〇一―一三。小谷一〇一―九は下書きのようである。小谷一〇一―一八には「何卒旧冬十一月御下知の通りに」とある。

(102) 薬種仲間が主張する一八六四(元治元)年二月当時の仲間席順は次の通りで、桜井伊助は一五番席に入っている。史料は小谷一〇一―一一。

- ①星久四郎、②池田勘兵衛、③日野屋甚兵衛、④小西利右衛門、⑤西村庄右衛門、⑥庄司口兵衛、⑦伊藤伝三郎、⑧佐藤栄治、⑨小谷新右衛門、⑩三好源八、⑪村井弥兵衛、⑫菅野屋喜兵衛、⑬佐藤助五郎、⑭大和屋久兵衛、⑮桜井伊助、⑯針生林蔵、以下四名。

(103) 小谷一―七八のなかの一七五九(宝曆九)年七月仲間定書の貼紙。

(104) 小谷一〇一―一二。

(105) 小谷一〇一―五一。同一〇一―五二はその案文。

(106) 小谷一〇一―一〇。

(107) 小谷一〇一―一〇。

(108) 小谷一〇一―三一、二。

(109) 小谷一〇一―三二。

(110) 小谷一〇一―五一。

(111) 小谷一〇一―二一。

(112) 一八六九(明治二)年二月、薬種仲間は新たに「拾軒仲間」を結成しているが、そのなかには桜井伊助、星久四郎、大和屋久兵衛らの席順一件に関わった人の名前は取り除かれている。史料は小谷一―七三。

(後記) この研究は二〇〇一年度の江陵大学校長期海外派遣研究と国立史料館の海外研究者招聘制度による共同研究「近世東アジアにおける商人と官僚制に関する比較史的研究」によって遂行された成果の一部である。なお、「仙台市史 通史編4近世2」(仙台市史編さん委員会、二〇〇三年三月刊行予定)と並行して作業を進めたので記述が重なるところもあることを付記しておきたい。

国立史料館の鈴江館長と先生の方々、情報閲覧室の皆様、共同研究会にご参加いただいたの方々、仙台市史編纂

室の鶴飼室長、学芸員の菅野さんに心から感謝を申し上げる。特に、学友の渡辺浩一さん（国立史料館）には公私に渡って深い恩情を被っている。今後ともお互いの健康を祈りたい。